意見書・質問書に対する回答

「横須賀市下水道管路施設ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）業務委託」に係る要求水準書（案）に関わる意見・質問について回答します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
1	要求水準書（案）	1	1	1-4				事業期間	「契約締結日の翌日から令和10年4月1日午前0時00分までの期間は、引継期間(業務準備期間)とし」とありますが、現時点で契約締結日は何年何月頃を想定されているかご教示ください。	令和9年12月までに締結する予定です。
2	要求水準書（案）	1	1	1-4				事業期間	引継期間（業務準備期間）中に発生する費用は、事業費に見込んでいるのでしょうか。	引継期間（業務準備期間）に要する費用は本事業費に含みません。業務引継に要する費用は局又は局の指定する者及び事業者がそれぞれ負担するものとします。ただし、局の指示により引継業務が増加する場合は、当該増加業務に要する費用は局が負担する方向で検討しています。
3	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	表1-1の注釈で、「地域対象排水施設」はどういった施設でしょうか。具体的に場所と、形状寸法などをご教示ください。	主に道路脇の側溝等であり、局には当該施設に係る数量や構造を示す資料はなく、住民通報等により排水施設の不具合報告を受け1、現状を確認し、維持管理において局が所掌する施設であれば、局で維持管理を行っています（年間10件程度）。当該箇所は現状で定期的な清掃等の対象としていないことから、住民対応等業務の対象とする方向で検討しています。
4	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	公共ます（135,043個所）とは、汚水ますのことでしょうか。	汚水ます及び雨水ますを合算した数量です。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
5	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	対象施設の水管橋について、P.54【別紙４】３（２）ウでは、水管橋（橋梁部）の点検は本業務の対象外となっていますが、橋梁部以外の対象施設及び点検内容を提示して下さい。	橋梁部の点検以外は通常の管渠と同様の業務内容とする方向で検討しています。
6	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	表1-1の注釈で、「上下水道局が管理権限を有する」市街化調整区域内の施設はどのような施設なのか、場所、形状寸法をご教示ください。	No.3回答をご参照ください。
7	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	内法寸法の上幅が45㎝以上の道路側溝の全数量を提示して下さい。 また、管理台帳は整備されているのでしょうか。	No.3回答をご参照ください。
8	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	地域排水施設とはどのような施設なのかご提示ください。 また、数量を提示して下さい。	No.3回答をご参照ください。
9	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	対象施設である地域排水施設とは何を示しておりますでしょうか？	No.3回答をご参照ください。
10	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	「市街化調整区域内の施設については、原則として道路管理者等の所管となるが、上下水道局が管理権限を有するものについては本事業の対象に含む。」との記載がありますが、上下水道局が管理権限を有する具体的な施設及び数量をご教示ください。	No.3回答をご参照ください。
11	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	市街化調整区域内施設のうち、上下水道局が管理権限を有する施設を具体的にご教示ください。 また、数量を提示して下さい。	No.3回答をご参照ください。
12	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	「内法寸法の上幅が45㎝以上のもの」等、関連部署との管理協定に基づく施設も対象とされていますが、これら協定対象施設の具体的な箇所リストや図面は応募段階で別途開示されますでしょうか。	No.3回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
13	要求水準書（案）	2	1	1-5	1-5-2			対象施設	対象となる内法寸法45cm以上の道路側溝の概算延長をお示しいただけますでしょうか。	No.3回答をご参照ください。
14	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	「業務に応じて第Ⅰ期から性能発注を試験的に導入することも可能とする」とありますが、試験的導入を行う場合の費用精算や変更契約の手続きについて、現時点での想定をお聞かせください。	試験的導入を考慮した事業実施計画書を基に年度協定を締結し、契約額の見直しを行う方向で検討しています
15	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	「業務に応じて第Ⅰ期から性能発注を試験的に導入することも可能とする」とありますが、事業提案書の提出時において、概算費用を計上する必要の有無について、お聞かせください。	第Ⅰ期は仕様発注を行うことを前提として企画提案書の見積額を提出して頂く方向で検討しています。
16	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	事業期間の前半5年間を「第Ⅰ期」、後半を「第Ⅱ期」としていますが、後半が次期W-PPPと誤解される可能性が高いので、「前期」、「後期」という名称にしていただけないでしょうか。	事業期間の前半５年間を「前期」、後半５年間を「後期」に変更します。
17	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	事業期間内の前半5年を第Ⅰ期、後半5年を第Ⅱ期と定義されていますが、ストマネ計画の期と混同するため、前後半等の表現に記載変更をしていただけないでしょうか？	No.16回答をご参照ください。
18	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	以前の説明会では支援型から実施型に移行する旨の説明がありましたが、本事業期間中に実施型に移行しないことが確定したのでしょうか。	事業期間を通して「更新支援型」とすることに決定しました。
19	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	過去に局が実施した調査により緊急度が判明している施設の情報を提示して下さい。	公募時に開示資料の一部として希望者に開示します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
20	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	実施方針（案）に対しても同様の質問（No.4）がありましたが、 「過年度の調査結果及び…第Ⅱ期は…事業を実施する」とありますが、実施する事業として想定している内容（数量）は、要求水準書に示すとの回答でしたが、要求水準書のどこに記載されているのでしょうか。	想定している数量は別紙１３（旧別紙１５）に記載しています。
21	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	「性能発注の対象とする管路施設は、過去に局が実施した調査により緊急度が判明している施設及び事業者が事業期間中に点検・調査を実施し、緊急度を把握した施設を対象とする。」との記載がありますが、事業者が実施していない過去の調査結果に不備があった場合の対応について考えご教示ください。	過去の調査結果に不備があったことを事業者が認識した場合には、局と協議のうえ当該不備を踏まえた更新計画案及び維持管理計画を策定してください。また、当該不備を局及び事業者が認識できなかった場合において、当該不備の結果は局のリスクとする方向で検討しています。
22	要求水準書（案）	5	1	1-6				性能発注	「局と事業者の協議により、業務に応じて第Ⅰ期から性能発注を試験的に導入することも可能」との記載がありますが、第1期中から性能発注と仕様発注が混在する可能性もある、という理解でよろしいでしょうか。 また貴市の想定している管路の性能基準があればご教示ください。	前段お見込みのとおりです。 管路の性能規定は、第Ⅰ期（「前期」に改める）を実施する中で事業者と局の協議により決定する方向で検討しています。
23	要求水準書（案）	5	1	1-6				事業の基本方針	「性能発注の対象とする管路施設は、過去に局が実施した調査により緊急度が判明している施設及び事業者が事業期間中に点検・調査を実施し」との記載がありますが、局が実施した調査結果に基づき発生した事故・陥没等は民側の責は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	No.21回答をご参照ください。
24	要求水準書（案）	6	1	1-8	1-8-2				業務に違反若しくは不履行があった場合のその措置は、要求水準書のどこに記載されているのでしょうか。	「要求水準書（案）第11章11-3及び11－4－1」に記載しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
25	要求水準書（案）	6	1	1-8	1-8-4	(2)		実施体制（2）	「統括責任者の常駐は求めないが、必要な時に連絡や対応ができる体制」とあります。緊急時等に現地へ駆けつける際の許容時間（例：連絡後〇時間以内など）の目安はありますでしょうか。	統括責任者について、緊急時等に現地へ駆けつける際の許容時間の目安はございません。
26	要求水準書（案）	7	1	1-8	1-8-4	(6)		実施体制（6）	「局が研修等を提案することができるものとし、事業者は必要に応じて参加する」とありますが、局側の提案による研修への参加費用（人件費や交通費等）は、事業者の負担となるのでしょうか。	事業者の負担でお願いする方向で検討しています。
27	要求水準書（案）	7	1	1-8	1-8-5	(2)		地元企業の活用・連携（2）	「地元企業で対応可能な業務内容については地元企業を積極的に活用するものとする」とありますが、地元企業の活用比率や件数等について、評価上の具体的な基準を想定しているのであれば、お教えいただくことは可能でしょうか。	公募時に示します。
28	要求水準書（案）	7	1	1-8	1-8-5			地元企業の活用・連携	地元企業の活用についての条件(構成員に何社、協力企業で何社等)があればお示しください。 また地元企業を活用した場合の評価方法が設定されていたらお示しいただけますでしょうか。	No.27回答をご参照ください。
29	要求水準書（案）	7	1	1-8	1-8-5			地元企業の活用・連携	県内本店で横須賀市内に支店を有する企業は地元企業扱いになるかご教示ください。	「地元企業」は横須賀市内に本店を置く企業を指しているため、県内本店で横須賀市内に支店を有する企業は地元企業扱いとなりません（別紙１用語の定義を参照）。
30	要求水準書（案）	7	1	1-8	1-8-5	(2)		地元企業の活用・連携（2）	「なお、地元企業の活用に関する内容は提案によるものとする。」とありますが、事業者に活用してもらえずに今まで請け負っていた仕事を失う地元企業が生まれる可能性があるということでしょうか。	本事業における地元企業の活用は事業者に委ねられるため、特定の企業における請負の有無が従来と変わる可能性はあります。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
31	要求水準書（案）	7	1	1-8	1-8-6			責任負担等	「本事業における基本的なリスク、責任負担、経費負担、その他負担については、契約書及び本要求水準書に定める」との記載がありますが、本要求水準書のどこに定めているのでしょうかご教示ください。	本要求水準書に定める要求事項はすべて事業者の責任で実施して頂くこととなります。リスクや費用負担の詳細は事業契約書（案）において規定します。
32	要求水準書（案）	7	1	1-8	1-8-6			責任負担等	契約書及び本要求水準書に定めるリスクとは、実施方針（案）別紙１リスク分担表とは別の物との認識でよろしいでしょうか。	実施方針（案）別紙１リスク分担表は本事業のリスクに係る基本的な考え方を表形式で示したものであり、事業契約書（案）及び要求水準書に反映します。
33	要求水準書（案）	8	1	1-9	1-9-1	(2)		一般事項	「地震が発生した場合は直ちに対応できるような対策を講じておくこと」との記載がありますが、実施方針案では地震対応は、対象外業務となっていました。方針を変更した理由をご教示ください。	本項は労働者の安全管理に関して規定したもので、地震等が発生した際の安全管理に関する措置を講じることを求めています。
34	要求水準書（案）	8	1	1-9	1-9-1	(2)		一般事項	地震への対応として震度や津波予報関係など具体的な目安をお示しください。市の防災対策に準じた対応になるのであれば、対策内容についてもご提示ください。	横須賀市ウェブサイトで公開している「横須賀市地域防災計画」を参考に事業者で対策を講じてください。
35	要求水準書（案）	8	1	1-9	1-9-3	(2)		労働災害防止(2)	「酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、局が提示を求めた場合は、その指示に従うこと」とありますが、定期的な提出義務（月報への添付等）があるのか、あるいは局の請求時のみでよいのかご教示ください。	酸素及び硫化水素の測定結果の提示は、局が提示を求めた場合のみで差し支えありません。
36	要求水準書（案）	9	1	1-9	1-9-4	(4)		公衆災害防止(4)	「警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること」とありますが、道路使用許可申請に伴う各種申請手数料（証紙代等）は、事業者の費用負担となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書（案）	9	1	1-9	1-9-4	(4)		公衆災害防止	道路許可申請を行うとありますが、許可申請者名は事業者名となるのでしょうか。	道路交通法に従って事業者名で申請してください。
38	要求水準書（案）	9	1	1-9	1-9-5			局地的な大雨などによる安全管理	「作業を行う日には・・・」災害対応時の作業には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	当該規定は下水道管路内及び近傍における作業のすべてに適用されます。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
39	要求水準書（案）	9	1	1-9	1-9-5			局地的な大雨等による安全管理	横須賀市様におかれましては、現時点で東京都が定める(通称：一滴ルール）と類似する管理計画が定められておりますでしょうか。定めている場合、公表頂く事は可能でしょうか	本市において現時点で東京都が定める(通称：一滴ルール）と類似する管理計画はありません。また、現時点で策定の予定はありません。現地で雨が降っていれば作業を中断してください。 現地状況や上流域での降雨状況を見て現場判断により作業を中断してください。
40	要求水準書（案）	10	1	1-9	1-9-5	(1)	ア	局地的な大雨等による安全管理	「当該作業箇所又は上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合、作業等は行わない。」との記載がありますが、気象庁が示す注意報ではレベル2大雨注意報、警報はレベル3大雨警報と考えれば宜しいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書（案）	10	1	1-9	1-9-5	(1)		局所的な大雨等による完全管理	降雨時の作業中止の判断となる降雨量の基準をご教示ください。	雨が降っているときの作業は行わないでください。注意報・警報の基準についてはNo.40の回答を参照してください。
42	要求水準書（案）	10	1	1-9	1-9-5	(2)	ア	局地的な大雨等による安全管理	「当該作業箇所又は上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻作業等を中止し」との記載がありますが、気象庁が示す注意報ではレベル2大雨注意報、警報はレベル3大雨警報と考えれば宜しいでしょうか。ご教示ください。	No.40回答をご参照ください。
43	要求水準書（案）	9 10	1	1-9	1-9-5			局地的な大雨等による安全管理	「現場特性に応じた作業等の中止基準について次を参考とし、自らの責任において設定し、局に報告すること」とあります。この基準を厳格に適用して作業を中断・中止した場合、年間予定数量の未達に対するペナルティ（減額等）の対象外となる認識でよろしいでしょうか。	当該中止基準に基づく作業等の中止により作業工程遅延が生じた場合には、工程の再調整により予定数量の実施に努めて頂くことを求めますが、やむを得ない場合には年間予定数量が未達であってもペナルティの対象とはしない方向で検討しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
44	要求水準書（案）	10	1	1-9	1-9-6	(4)		その他	横須賀市では、本業務の受注企業が道路管理者と協議する場合、上下水道局職員が行うべきではないでしょうか。自治体によっては、官民連携においても道路管理者が所管の自治体職員を協議相手方とする場合があります。	連携を行うことを求めており、必要に応じて局も協議に同席する方向で検討しています。
45	要求水準書（案）	11	2	2-3	2-3-1			統括責任者の選任・配置	「副統括責任者の配置を『必須』ではなく『可能（任意）』とされた背景や、発注者様が想定されている運用上の意図についてご教示いただけますでしょうか。」	事業の実施に支障が生じない限り、人員配置計画についても事業者の裁量にゆだねる主旨です。
46	要求水準書（案）	11	2	2-3	2-3-1			統括責任者の選任・配置	「副統括責任者を選任することを可能とする」とありますが、副統括責任者を配置する場合、事業者選定のプロポーザルにおける加点対象等、評価上のメリットはありますでしょうか。	評価基準は公募時に示します。
47	要求水準書（案）	11	2	2-3	2-3-1			統括責任者の選任・配置	統括責任者は1-8-4で常駐を求めていませんが、副統括責任者についても同様でしょうか。また副統括責任者は統括責任者不在時に常駐を求めないことでよろしいでしょうか。	副統括責任者にはいずれの場合においても常駐は求めない方向で検討しています。
48	要求水準書（案）	11	2	2-3	2-3-1			実施体制	「副統括責任者を選任することを可能とする」との記載がありますが、協力企業からの選任も可能でしょうか。 また、副統括責任者は複数名選任可能かご教示ください。	協力企業がJVの構成企業でない場合は、協力企業からの選任は認めません。副統括責任者は代表企業以外の構成企業からの選任が可能です。複数名の選任も可能とします。
49	要求水準書（案）	11	2	2-3	2-3-2			担当企業及び業務担当者の配置及び全体管理	「募集要項及び本要求水準書別紙に定めた資格を有する企業…を配置させ」とありますが、事業期間中に配置企業の経営破綻や変更が生じた場合の変更手続き、およびその際の承認基準について、概要をお聞きすることは可能でしょうか。	公募時の事業契約書（案）に規定します。
50	要求水準書（案）	12	2	2-4	2-4-2	(1)		事業実施計画書及び業務報告書類の作成(1)	「対象年度の前年度12月までに局に提出し、局の承認を得るものとする」とあります。令和10年4月1日開始の初年度（令和10年度）の計画書については、引継期間中のいつまでに提出すべきかご教示ください。	公募時に示します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
51	要求水準書（案）	12	2	2-4	2-4-2	(1)		事業実施計画書及び業務報告書類の作成	事業実施計画書の提出は前年度の12月までとなっておりますが、初年度も同様でしょうか。そうだとすると、契約締結は遅くとも10月までに行える工程とすることを希望いたします。	No.50回答をご参照ください。
52	要求水準書（案）	12	2	2-4	2-4-3			委託業務の管理	再委託先及び内容について、市の承諾の要否をご教示ください。	再委託先及び内容は事業実施計画書に記載することで局の承認を得ることとします。
53	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(1) (2)		データ管理	「下水道管路の維持管理を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し」、「点検、調査、修繕、その他の業務に関するデータ等を記録し保管する」 とあるが、保管場所は事業者が確保するのでしょうか、その場合の条件はあるのでしょうか。	事業者が作成及び局から貸与を受けた文書、データは事業者が保管場所を確保し、保管してください。情報漏洩のないようにセキュリティは徹底してください。
54	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(2)		データ管理	（２）の文章は、主語が分かりにくいのですが、次の内容と理解してよろしいでしょうか？ 「データ管理業務は、点検、調査、修繕その他の業務に関するデータを記録・保管するとともに、局の求めに応じて提出できるよう整備するものとする。 また、局に提示又は提出する各種報告書を作成し、報告を行うものとする。」	お見込みのとおりです。「2-4-5（２）」の文言を次のとおり変更します。 「データ管理業務は、点検、調査、修繕その他の業務に関するデータを記録・保管するとともに、局の求めに応じて提出できるよう整備するものとする。また、局に提示又は提出する各種報告書を作成し、報告を行うものとする。」
55	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(3)		データ管理 (3)	「局で現在使用している管路台帳及び登録されている情報の使用方法（使用するシステム等）は事業者で検討し、局の承認を得ること」とありますが、現行システムの仕様や連携要件、利用可能なデータ形式についての詳細な資料は、いつ頃開示されるご予定でしょうか。	現行システムの仕様や連携要件、提供可能なデータ形式に関する資料は、公募時に開示します。なお、現在、下水道台帳システムのリプレイス（再構築）を検討中であるため、現行システムの仕様開示にとどまらず、新たなシステムのあり方やデータ移行方法について、公募手続き中の競争的対話等を通じて事業者からの提案や意見を求める方向で検討しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
56	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(3)		データ管理	「点検、調査、修繕等の維持管理情報はGISを基盤としたデータベースシステムにより管理するものとする」との記載がありますが、データベースシステムの導入費用は本業務に含まれるのかご教示ください。	導入費用は応募時の提案額に含めてください。
57	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(3)		データ管理	現在使用している台帳システムについて継続して使用する事をお考えでしょうか。又は要求水準を充足する機能を保有していれば事業者の保有するシステムを用いて管理する事も可能か、ご教示ください。	事業者が保有又は導入するシステムを使用してください。局の管理する台帳データは「下水道設備台帳管理システム標準仕様（案）」に準拠したデータ形式で提供します。
58	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(3)		データ管理	局で現在使用している管路台帳及び管路台帳に登録されている情報の使用方法（使用するシステム等）は事業者の方で検討する必要があるが、局で現在使用している管路台帳システムへのフィードバックは考える必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者側のシステムから局側のシステムへのデータ移行（フィードバック）は、年1回程度行うことを想定しています。具体的なデータ移行方法、時期、費用負担等の詳細については、局側が検討中のシステムリプレイス計画を踏まえ、公募手続き中の競争的対話等において事業者からの提案や意見を募った上で決定する方向で検討しています。
59	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(3)		データ管理	GISを基礎としたデータベースシステムとは、局が現在使用しているシステムのことでしょうか。	事業者が用意するシステムを指します。
60	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(3)		データ管理	具体的なデータ管理の業務内容・業務量がわからないので、概算費用が算出できません。現在何人体制で行っているのかご教示下さい。	データ管理は、事業者で実施し蓄積したデータの管理を事業者自身で管理してもらう業務のため、業務量は応募者でお見積りください。 なお、局が保有するシステムの保守管理は局が実施するため、事業者の業務範囲ではありません。よって、管理体制の回答は差し控えさせていただきます。局が提供する資料内容の修正が必要な場合等は、その都度各業務の報告で報告を行ってください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
61	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(5)		データ管理 (5)	「現地状況又は業務により把握した情報との間に不一致又は疑義を把握した場合…速やかに局へ報告する」とあります。この不一致の確認に伴い、データベース（GIS等）の修正作業が必要となった場合、その修正作業自体も本業務の範囲（事業者の費用負担）に含まれるのでしょうか。	データベースの修正作業は、事業者が所掌する入力項目を除き、局が実施します。
62	要求水準書（案）	13	2	2-4	2-4-5	(5)		データ管理	「重大な影響を及ぼすおそれがある場合」とは具体的にどのような状況を想定されているかご教示ください。	計画していた業務の実施又は今後の計画に影響のある事項を想定しています。
63	要求水準書（案）	14	2	2-5	2-5-1	(1)	ア	基本事項	第Ｉ期の実施計画書は、具体的な契約時期が示されていないことと、引継ぎ期間などがあるため「前年度の12月」に提出することは困難と考えます。そのため事業開始後2～3カ月以内程度での提出とさせていただけないでしょうか。	No.50回答をご参照ください。
64	要求水準書（案）	14	2	2-5	2-5-1	(1)		基本事項	各計画の対象年度とは何のことですか。	「各計画の対象年度」を「各計画に基づく事業実施年度」に訂正します。
65	要求水準書（案）	14	2	2-5	2-5-2	(2)		5箇年事業実施計画書（2）	「提出を受理した日の翌日から10営業日以内に、その変更、修正…について、事業者に通知する」とありますが、局の確認期間（10営業日）を考慮すると、12月の何日ごろまでに最終提出を行う必要があるか、具体的な期日の目安をお示しください。	局の承認が12月までに完了せずとも、12月の最終開庁日までに提出して頂ければ差し支えありません。
66	要求水準書（案）	14	2	2-5	2-5-3	(1)	ア	年間事業実施計画書	「従事者の体制」とありますが、作業員の名簿まで必要でしょうか？必要な事項を具体的にご教示ください。	本事業に従事する従業者のうち事業者に所属する社員はすべて記載してください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
67	要求水準書（案）	15	2	2-5	2-5-3	(1)	イ、ウ	年間事業実施計画書	巡視点検は、対象施設や頻度が提示されているが、マンホール点検、管路内調査については年間36㎞が記載されているだけで、場所をはじめとする管路の情報が開示されていません。初年度の年間業務計画書は、事業開始後提出までの期間を要するため2～3カ月程度の考慮していただけますか。	No.50回答をご参照ください。
68	要求水準書（案）	15	2	2-5	2-5-4	(1)		緊急時対応計画書	緊急時対応については、発生するかどうか未定だと思いますが、契約上はどのような対応をされる予定かご教示ください。 （その都度、後日見積対応など）	本項「2-5-4.緊急時対応計画書」は本件施設で発生した緊急時の対応方法を記載して頂くことを想定していましたが、「2-4-4. 危機管理対応」と内容が重複するため、削除します。
69	要求水準書（案）	15	2	2-5	2-5-4	(1)	イ	緊急時対応計画書（1)イ	自然災害の対応として各種事象が挙げられていますが、「渇水」時の下水道管路施設における具体的な想定対応業務（例：管内流量低下に伴う堆積物清掃等）について、局のお考えをお聞かせください。	No.68回答をご参照ください。
70	要求水準書（案）	15	2	2-5	2-5-4	(1)	イ	緊急時対応計画書	各災害で想定している事業を提示してください。	No.68回答をご参照ください。
71	要求水準書（案）	15	2	2-5	2-5-4	(1)	イ	緊急時対応計画書	「自然災害（豪雨、台風、雷害、渇水、地震、暴風、洪水、地滑り、落盤等、自然的な現象による災害をいう。）の対応について」との記載がありますが、実施方針案では大雨対応のみとなっていました。方針を変更した理由をご教示ください。	No.68回答をご参照ください。
72	要求水準書（案）	16	2	2-6		(1)		モニタリング等（1)	「セルフモニタリング実施計画書を作成し…局の承認を受けるものとする」とありますが、セルフモニタリングの項目や評価基準について、局の指針、あるいはもっと詳細なマニュアル等は提供されますでしょうか。	公募時に公表するモニタリング基本計画書を参考としてセルフモニタリング実施計画書を作成してください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
73	要求水準書（案）	16	2	2-7		(1)		業務の引継 (1)	「業務引継書」を作成し、必要に応じて内容を変更しながら契約終了まで備え置くものとする」とありますが、この引継書は毎年度の変更内容を、毎年都度局へ報告・承認を得る必要があるとの解釈でよろしいのでしょうか。	業務引継書の内容は必要に応じて変更するもので、必ずしも年度単位での報告・承認は求めません。業務引継書の内容に変更が生じた際は「12-1.業務引継書の作成等(3)」に基づいて局に通知することを求めます。
74	要求水準書（案）	16	2	2-8				その他関連業務	「その他 JVの運営に係る事務業務等…必要となる関連業務を実施するものとする」とありますが、JV運営に係る実費（事務所借入費、事務員人件費等）は、すべて本委託料の範囲内に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	要求水準書（案）	16	2	2-8				その他関連業務	JVという表記ですが、事業組成に関わるので、単に「事業者」と変更してください。	「JV」を「事業者」に改めます。
76	要求水準書（案）	17	3	3-1				基本事項	「性能発注方式への円滑な移行を確保するため…要求水準の見直し及び整理を段階的に実施するものとする」とあります。第Ⅰ期中の見直しによって業務量や仕様の著しい変更を伴う場合、委託契約額の変更（増減額変更）の協議に応じるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	要求水準書（案）	17	3	3-1		(1)		第Ⅰ期の要求水準　基本事項	「業務水準の維持・向上」とありますが、現状の水準を具体的に提示してください。	ここでいう「業務水準」は局の現状の水準ではなく、事業者が提案する業務方針で実施した場合の業務水準の維持・向上を指します。
78	要求水準書（案）	17	3	3-1		(5)		基本事項	「追加調査、応急措置又は計画修繕等の必要性について意見を付して提出するものとする」とありますが、事業者の提案に基づき局が「追加調査や応急措置」を承認した場合、その実施費用は本委託料とは別枠で精算されるのでしょうか。	当該異常の解消のために必要となった追加調査、応急措置又は計画修繕等は、各業務範囲に含まれる場合を除き、別途精算とする方向で検討しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
79	要求水準書（案）	17	3	3-1		(9)		基本事項	機械器具類は事業開始時点で事業者が常備し、局からの貸し出しなどはないということでしょうか。	本事業で使用する機械器具類は局から貸与を行う予定はなく、事業者にて調達して頂く方向で検討しています。
80	要求水準書（案）	17	3	3-1		(9)		基本事項	「業務に必要となる機械器具等は…事業者で常備しておくこと」とありますが、現在局が保有している維持管理用機材や車両等で、事業者に無償または有償で貸与（あるいは譲渡）可能な資産はありますでしょうか。	No.79回答をご参照ください。
81	要求水準書（案）	17	3	3-1		(9)		基本事項	「業務に必要となる機械器具等は…事業者で常備しておくこと」とありますが、現在局が保有している維持管理用機材や車両等で、事業者に無償または有償で貸与（あるいは譲渡）可能な資産があった場合、それらを公表していただける時期は、いつ頃を想定しておりますでしょうか。	No.79回答をご参照ください。
82	要求水準書（案）	18	3	3-2				対象業務	委託する業務の詳細な情報を提示して下さい。	計画的維持管理業務（第Ⅰ期（前期））で局が事業者に委託する業務の詳細は3-3.業務の要求水準に示しているとおりです。補足する資料は公募時に開示資料として公表します。
83	要求水準書（案）	18	3	3-3	3-3-1	(1)		基本事項	「局の指定する管路施設の状態を把握し」との記載がありますが、5年間（或いは10年間）で巡視・点検すべき施設を横須賀市上下水道局様の方で指定されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書（案）	18	3	3-3	3-3-1	(2)	ア	公共下水道管路施設巡視・点検業務	「要求水準は【別紙-4】に定める」とあり、別紙4では「雨水吐マンホールを15日に1度の割合で巡視」とありますが、天候（連続した晴天時など）に関わらず機械的に15日周期を遵守する必要があるのか、柔軟な運用が可能かお考えをお聞かせください。	雨以外にも風などによる影響もあるため、雨水吐マンホールの巡視は天候によらず原則として15日サイクルで行うこととし、予定月に実施できなかった場合には翌月に実施するなどして事業実施計画書に定めた予定数量を実施して頂く方向で検討しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
85	要求水準書（案）	18	3	3-3	3-3-2			水位計	水位計維持管理が業務範囲に含まれると仮定した場合、事業期間中に事業者側の提案する水位計に機種を変更する事は可能でしょうか。 また、上記が採用されコスト縮減が図られた場合、プロフィットシェアの対象となるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	要求水準書（案）	18	3	3-3	3-3-2			水位計維持管理業務	「水位センサーについて、運用・保守を行う」との記載がありますが、【別紙-5】に定める要求水準については、他社製品の保守について事業者側での保守は機能を担保する事は不可と考えます。既存設置企業による運用・保守として検討頂くことを希望いたします。	水位センサーの故障による修繕又は交換は本事業の対象外として局が実施します。なお、事業者が既存企業に本業務の再委託をすることは妨げません。
87	要求水準書（案）	19	3	3-3	3-3-2	(2)	注)	注). 水位計維持管理業務	「水位計の将来運用は現在検討中のため、公募時に変更となる可能性がある」とありますが、具体的な変更内容や設置台数の増減が確定する時期はいつ頃を予定されていますでしょうか。	現時点での水位計の数量増減の予定はありませんが耐用年数が過ぎた時点で新規の水位計を設置するか検討する予定です。 一般的に水位計の耐用年数は10年程度ですが、仮に壊れたものが出て新規の入れ替えを行わない場合は、使用できるものを本業務の維持管理対象とすることを想定しています。 大きく数量が変われば協議のうえ契約変更の対象とする方向で検討しています。 ＜参考＞ 現在設置している水位計 日立製　11基　2022年設置（耐用年数　10年～15年）　入れ替え検討時期　2032年～2037年 明電舎　1基　2022年設置（耐用年数　5年～10年）　入れ替え検討時期　2027年～2032年 現在予備の水位計は２基保有しております。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
88	要求水準書（案）	19	3	3-3	3-3-3	(2)	ウ	管路施設調査業務	「ストックマネジメント計画に基づき、年間事業実施計画書に定めること」とありますが、基準となる局の既存ストックマネジメント計画書は、応募段階で詳細なデータまで開示されますでしょうか。	局が策定したストックマネジメント実施計画は公募時の開示資料として希望者に開示します。
89	要求水準書（案）	19	3	3-3	3-3-3	(2)		管路施設調査業務 業務の要求水準 【別紙-15】	この管路施設調査は【別紙-6】管路施設調査業務に示された業務内容を【別紙－１５」業務の参考数量表にある管路施設調査業務の5,300か所のマンホールについて目視調査を行い、TVカメラ調査（詳細）を36㎞について行うことになるが、調査するマンホールと管路の場所を選定する基準をご教示下さい。	最新のストックマネジメント実施計画に基づくものとします。
90	要求水準書（案）	19	3	3-3	3-3-3	(2)	イ	管路施設調査業務 【別紙-15】	管路カメラ点検、TVカメラ調査（詳細調査）の予定数量が実施年に差がある理由をご教示下さい。	最新のストックマネジメント実施計画に基づき実施年を設定しているためです。
91	要求水準書（案）	19	3	3-3	3-3-3	(1)		基本事項	「局の指定する管路施設の状態を把握し」との記載がありますが、5年間（或いは10年間）で調査すべき施設を横須賀市上下水道局様の方で指定されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	要求水準書（案）	19	3	3-3	3-3-4	(1)		基本事項	「発生する産業廃棄物の運搬業務を行う」との記載がありますが、産業廃棄物の運搬許可を有する企業がJV内に必要との理解でよろしいでしょうか。もしくは局と運搬業者が単価契約をし、事業者廃棄物の提供、支払い、マニュフェスト管理などを行うという理解でよろしいでしょうか。 また、産業廃棄物の処分について、横須賀市上下水道局様の方で対応するという理解でよろしいでしょうか。	・（前段）お見込みのとおり、産業廃棄物の運搬許可を有する企業がJV内に必要です。 ・（後段）方針を改め、産業廃棄物の処分は本事業に含まないこととします。
93	要求水準書（案）	19	3	3-3	3-3-4	(2)	ウ	管路施設調査業務 【別紙-15】	【別紙-15】の【一般管路・・・・】（８）と【雨水ます】（5）にある交通誘導警備業務の人数の算出根拠をお示しいただきたい。	数量は令和7年度の実績をもとに算出しております。 実際は現場状況や道路使用許可を取る際に警察との協議により、想定数量に対して増減すると考えます。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
94	要求水準書（案）	20	3	3-3	3-3-5	(1)		下水道用地管理業務	「注意喚起等の看板設置をするため占用申請を行い…まちかど里親制度の対応にも協力すること」とあります。里親制度への協力業務における事業者の具体的な役割や負担範囲についてご教示ください。	本業務では、市民団体への使用道具（ごみ袋や手袋）の支給や活動報告の集計、注意喚起等の看板を設置する対応、まちかど里親制度を取りまとめている横須賀市（市民生活課）への報告を行います。活動報告は年に１回程度受領しています。 現在局では８団体に対応しており、団体からの連絡を受けて１団体につき約3,500円程度の予算でゴミ袋や手袋を購入し、団体代表者の家に直接赴き配布しています。 注意喚起（不法投棄禁止）等の看板の更新、新設、占用申請は、団体または局からの要請により行います。 道路施設（転落防止策等）につける場合は占用申請が必要になりますが、公共性が高い場合には占用料は減免されます。設置した場合は月次モニタリング時に局へ報告することとします。 局職員の年間対応時間は合計で３人工程度です。
95	要求水準書（案）	20	3	3-3	3-3-5	(1)		基本事項	「まちかど里親制度の対応にも協力すること。」との記載がありますが、具体的にどのような協力が必要を考えているか教えてください。	No.94回答をご参照ください。
96	要求水準書（案）	20	3	3-3	3-3-5	(1)		下水道用地管路業務	「まちかど里親制度」は法人その他団体等が無償で公共用地の美化活動を行う制度ですが、本業務委託の必須業務なのかご教示下さい。	まちかど里親制度への参加は必須ではありません。同制度に係る対応への協力（No.94回答参照）をお願いするものです。
97	要求水準書（案）	20	3	3-3	3-3-6	(1)		混合廃棄物処分業務	発生する混合廃棄物の処分について、年間の想定発生量（上限）の規定はありますでしょうか。また、想定数量を大幅に超過した場合の精算方法についてお示しいただくことは可能でしょうか。	方針を改め、第Ⅰ期（前期）・第Ⅱ期（後期）ともに混合廃棄物処分業務は本事業に含まないこととします。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
98	要求水準書（案）	20	3	3-3	3-3-6	(1)		基本事項	混合廃棄物は「産業廃棄物」と理解しておりますが、処分が含まれているので、処分場を有し、処分業者としての許可を有する企業がJV内に必要との理解でよろしいでしょうか。もしくは局と処分業者が単価契約をし、事業者廃棄物の提供、支払い、マニュフェスト管理などを行うという理解でよろしいでしょうか。	No.97回答をご参照ください。
99	要求水準書（案）	20	3	3-3	3-3-6			混合廃棄物処分業務	混合廃棄物と汚砂の違いをご教示ください	汚砂は水分を多く含む砂や泥を指し、混合廃棄物はそれ以外を指します。 なお、方針を改め、第Ⅰ期（前期）・第Ⅱ期（後期）ともに混合廃棄物処分業務は本事業に含まないこととします。
100	要求水準書（案）	20	3	3-3	3-3-7	(1)		基本事項	汚砂は、産業廃棄物、一般廃棄物のどちらの取扱いかご教示ください。産業廃棄物として扱う場合、No.24及び26の質問と取扱いは同様と考えればよろしいかご教示ください。 また、一般廃棄物として扱う場合は、運搬・処分を指定の企業しかできないと思いますが、そのような企業をJV内に含める必要があるのか、それとも局指定の企業に汚砂を引き渡せばよいのかご教示ください。	方針を改め、第Ⅰ期（前期）・第Ⅱ期（後期）ともに汚砂処分業務は本事業に含まないこととします。
101	要求水準書（案）	21	3	3-3	3-3-9	(1)		計画修繕業務	「1件当たり500万円未満（税込）の修繕を対象とする」とありますが、修繕の設計金額の算定にあたって使用する単価や歩掛の基準(国土交通省基準など）についてご教示ください。	神奈川県の「土木工事標準積算基準書」等に準拠して積算してください。
102	要求水準書（案）	21	3	3-3	3-3-9	(1)		計画修繕業務	「1件当たり500万円未満（税込）の修繕を対象とする」とありますが、修繕の設計金額の算定にあたって使用する単価や歩掛の基準(国土交通省基準など）は、前年度のものが対象になるとの解釈でよろしいのでしょうか。	積算時点における最新の基準を適用してください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
103	要求水準書（案）	21	3	3-3	3-3-9	(2)	オ	計画修繕業務	「水管橋の修理」が対象に含まれていますが、別紙-4(p54)では「水管橋（橋梁部）の点検は局が実施するため本業務の対象外とする」とあります。点検は対象外で、修理のみが本業務の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	要求水準書（案）	21	3	3-3	3-3-9	(2)	カ	計画的修繕業務 対象業務	計画的修繕業務における路面復旧の想定数量を提示していただけるのでしょうか。さらに、道路管理者の指示により全面復旧となった場合、当初の想定以上の復旧費用も見込んでいただけるのでしょうか。	現時点で路面復旧の想定数量はございません。路面復旧費を含む工事費の見積に応じて支払いを行います。
105	要求水準書（案）	21	3	3-3	3-3-9	(2)	カ	計画的修繕業務 対象業務	道路管理者の指示により路面復旧費用が増加するなどの理由により、工事費が500万円を超える場合、計画的修繕業務の対象外となるのでしょうか。	500万円を超える場合には計画修繕業務の対象外となります。
106	要求水準書（案）	22	4	4-1				基本事項	「その具体的な実現手段、方法及び業務運営の工夫については、事業者の提案及び裁量に委ねるものとする」とあります。事業者の裁量で実施した手法に対し、局から事後的に是正指示や方法の指定が入る可能性はあるでしょうか。	「第11章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置」に従って、局から事業者へ是正措置を指示する場合があります。
107	要求水準書（案）	22	4	4-1		(5)		基本事項	「道路陥没、管路閉塞…兆候その他重大事故の発生につながるおそれのある異常を把握した場合は、速やかに局へ報告する」とあります。性能発注下において、事業者が適切に巡視・点検を行っていたにもかかわらず突発的な陥没等が発生した場合、事業者はペナルティや損害賠償の対象となるのか否か、その見解をお聞かせください。	事業者帰責事由でない場合や適切に巡視・点検を行っても通常予見することのできない場合は、事業者はペナルティや損害賠償の対象とはなりません。
108	要求水準書（案）	23	4	4-2					委託する業務の詳細な情報を提示して下さい。	計画的維持管理業務（第Ⅱ期（後期））で局が事業者に委託する業務の詳細は4-3.業務の要求水準に示しているとおりです。補足する資料は公募時に開示資料として公表します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
109	要求水準書（案）	23	4	4-2				対象業務	「事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め局に提案するものとする」とあります。この提案により、当初想定していなかった追加業務や法令対応が必要となった場合、委託料の増額変更等の協議には応じていただけるでしょうか。	必要に応じて委託額の変更等の協議を行います。法令対応によるコストの増加は委託料の増額変更を行います。
110	要求水準書（案）	23	4	4-3	4-3-1	(2)	イ	公共下水道管路施設巡視・点検業務	「予定数量は【別紙-15】を原則とし…頻度、手法等を変更することも可能とする」とあります。事業者の創意工夫により頻度や手法を変更し、大幅なコスト縮減が達成された場合、その差額分の収益は、プロフィットシェアの対象になるのか否か、その見解をお聞かせください。	プロフィットシェアの対象となり得ます。
111	要求水準書（案）	23	4	4-3	4-3-1	(2)	ウ	公共下水道管路施設巡視・点検業務	「本業務の業務指標は、第1期の期間に局と事業者の協議により決定する」とあります。第1期の期間は、いつぐらいからを想定しておりますでしょうか。	第Ｉ期（前期）５年目の９月までに決定し、12月までに提出する事業計画書に反映できるようにしたいと考えています。
112	要求水準書（案）	23	4	4-3	4-3-1	(2)	ウ	公共下水道管路施設巡視・点検業務	「本業務の業務指標は、第1期の期間に局と事業者の協議により決定する」とあります。第1期中の協議において、目標値の設定等に関し双方の合意に至らなかった場合の最終的な決定プロセスや、裁定の仕組みについてご教示ください。	公募時に示します。
113	要求水準書（案）	24	4	4-3	4-3-3	(3) (4)		管路施設調査業務	確認になりますが、当該項目の第1期P19の3-3-3には、(3)国交付金交付要領、(4)会計実地検査等の記載がありませんが、第1期は対象外との認識でよろしいでしょうか。	第Ｉ期（前期）への記載漏れです。第Ｉ期（前期）へ当該項目を追記します。
114	要求水準書（案）	24	4	4-3	4-3-3	(2)	イ	管路施設調査業務	「【別紙-6】に定めのない手法を用いて実施する場合は、事業者が使用機器、調査方法…を定めた年間事業実施計画書を定める」とあります。新技術（AI診断や新型カメラ等）の導入に伴う初期投資やシステム構築費用は、すべて事業者の負担（委託料内）となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
115	要求水準書（案）	24	4	4-3	4-3-3	(3)		国交付金交付要領	「当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと」とあります。性能発注において事業者の裁量で効率的な調査方法を選択した場合においても、国の交付金申請上の制約により、局から特定の従来工法を指定されるケースは想定されますでしょうか。	「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」等に沿った内容・品質であれば調査方法に制限はないと考えています。調査方法決定前にガイドライン等の確認をお願いいたします。
116	要求水準書（案）	24-25	4	4-3	4-3-4	(2)	イ	管路施設等清掃業務	「局からの指示や通報やその他緊急な対応が必要な場合は…必要な対応を確実に実施するものとする」とあります。性能発注方式となる第Ⅱ期において、緊急清掃の対応件数が【別紙-15】の参考数量を大幅に超過した場合、費用は固定費（委託料内）として事業者がすべて負担する形になるのでしょうか。	緊急清掃の実施数量が参考数量を大幅に超える場合の費用負担は局との協議により決定する方向で検討しています。
117	要求水準書（案）	25	4	4-3	4-3-5	(1)		基本事項	下水道用地管理業務の履行場所の詳細（個所数、所在地等）を提示して下さい。	別紙９に指定箇所一覧（所在地、延長等）を追加するほか、下水道用地管理業務の履行場所について、明細地図（PDF）を公募時の開示資料として提示します。
118	要求水準書（案）	25	4	4-3	4-3-5	(1)		基本事項	用地管理として注意喚起等の看板とはどのような種類のものを想定しているのでしょうか。	不法投棄防止、注意喚起等の看板を想定していますが、規格等はありません。
119	要求水準書（案）	25	4	4-3	4-3-5	(1)		基本事項	占用申請は貴局に申請するのでしょうか。	占用申請は事業者が所管課へ申請してください。
120	要求水準書（案）	25	4	4-3	4-3-6	(2)	イ	混合廃棄物処分業務	混合廃棄物処分に関し、「事業者の提案により局と協議し、局が承諾した場合は頻度、手法等を変更することも可能」とあります 。こちらは、事業期間中においても随時、安価な処分方法やリサイクル手法への変更を提案・実施することが可能であるとの認識でよろしいでしょうか。	No.97回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
121	要求水準書（案）	25	4	4-3	4-3-6	(2)	イ	混合廃棄物処分業務	事業者の提案によって処分費の削減メリット（コスト縮減効果）が発生した場合、その削減メリットは事業者と局の間でどのように分配されるか、現時点での具体的な算出基準や詳細なお考えをご教示ください。	No.97回答をご参照ください。
122	要求水準書（案）	26	4	4-3	4-3-9	(2)	オ	計画的修繕業務	P.54【別紙４】３（２）ウでは、水管橋（橋梁部）の点検は本業務の対象外となっていますが、水管橋の修理は橋梁部も含めてすべて事業者が行うのでしょうか。 修理に際し、高速道路上での作業となりますので修理内容によって工事費用が大きく変わってくるため、想定している修理内容をご教示下さい。	水管橋の修理は橋梁部も含みます。 修理内容は現時点で未定ですが、修理内容に応じた支払いを行います。
123	要求水準書（案）	26	4	4-3	4-3-9	(2)	オ	計画的修繕業務	高速道路上での作業となりますが、作業実施にあたり、どのような制約・条件があるのかご教示下さい。	作業実施時の制約・条件等に関しては、高速道路管理者である東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）に確認してください。
124	要求水準書（案）	26	4	4-3	4-3-9	(3)	ア、イ	計画修繕業務	「事業者が作成し局が申請するストックマネジメント計画に準じて管路施設の修繕を実施すること」とあります。第Ⅱ期の性能発注下において、修繕すべき箇所の選定や緊急度判定のプライオリティについて局と事業者間で意見が相違した場合、どちらの判断が優先されるかご教示ください。	局の判断を優先します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
125	要求水準書（案）	27	5	5-1				基本事項	「本要求水準書の業務範囲で対応が困難な場合は、対応案を作成し局に報告すること」ありますが、本業務範囲で対応困難な案件の対応案作成は事業者ではなく、別途貴局で対応すべきではないでしょうか。	以下の記載内容に変更します。 「本要求水準書の業務範囲での対応が困難な場合、事業者は二次被害防止のため可能な範囲で応急措置（安全確保、立入規制、止水・清掃等）を実施したうえで、原因、想定される影響、必要な追加対応（関係機関調整、追加調査等）を整理した対応案を作成し、速やかに局へ報告し協議すること。」
126	要求水準書（案）	27	5	5-1				基本事項	「本要求水準書の業務範囲で対応が困難な場合は、対応案を作成し、局に報告すること」とあります。本要求水準書の業務範囲で対応が困難な場合とは、どういったことを想定しておりますでしょうか。	１件当たり500万円以上（税込）の修繕や改築が必要な場合など本要求水準書の業務範囲を超える対応が必要な場合を想定しています。
127	要求水準書（案）	27	5	5-1				基本事項	「地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。」ありますが、この項目もセルフモニタリングの対象となるか、その場合どのような指標を想定しているかお示しいただきたい。	「紛争等が生じないこと」を成果として一律に求めるのではなく、事業者が管理可能な説明・周知、苦情対応、記録等の実施状況を月次で報告を求めます。
128	要求水準書（案）	27	5	5-1				基本事項	「対応が困難な場合は、対応案を作成し、局に報告すること」とありますが、事業者が対応案を作成した後の住民との直接交渉や調整・最終判断は、局が主導して行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。住民との補償交渉、行政判断を要する調整および最終判断は局が主導して行います。事業者は局の指示により、技術的説明、資料作成、現地立会い等の支援を行って頂く方向で検討しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
129	要求水準書（案）	27	5	5-1			※欄	注). 基本事項	別途発注の「横須賀市管路維持管理業務委託」からの引継情報に基づき業務を実施するとありますが、当該委託業者と事業者間のこうした連携について、情報共有システム等を用いることを想定しておりますでしょうか。またそういった場合の構築費用は、どちらの負担となるでしょうか。	当該委託業者との連携は、電話・メール等による連絡を基本とします。ただし、引継ぎの確実性向上等に資する情報共有システムの技術提案は妨げません。技術提案として導入・構築する場合の費用は別途協議とします。
130	要求水準書（案）	27	5	5-1				基本事項	「横須賀市管路維持管理業務委託」として別途御発注している業務について、報告書及び関連資料の開示を希望致します。	横須賀市管路維持管理業務委託から報告書のやり取りはなく、局内の回線により写真、下水道台帳（PDF）、受付簿（エクセル）を引き継いでいます。引継ぎ時の資料をサンプルとして公募時に開示資料とします。
131	要求水準書（案）	27	5	5-1				住民対応	住民対応業務における市と事業者の業務分担及び最終責任割合を明確にお示しください。	局と事業者の所掌分界は次のとおりとする方向で検討しています。 ①事業者は「受付・一次対応・現地確認・応急措置・技術的整理・報告」 ②局は「行政判断・行為認可、審査、対外的な最終回答等」
132	要求水準書（案）	27	5	5-2		(4)		住民対応業務対象業務	「自費施行・行為許可」とありますが、許認可については民間では責任を負うことができないので、住民対応業務内容から除外していただけないでしょうか。	本業務の実施内容は自費施行・行為許可の施行内容・施行範囲の把握及びその対応報告であり、許認可行為を事業者に求めるものではありません。
133	要求水準書（案）	27	5	5-2		(5)		住民対応業務対象業務	「公共下水道一時使用届の審査」ですが、受理や内容の確認は民間でも可能ですが、審査は市が行うものと考えられます。そのため除外していただけないでしょうか。	事業者には公共下水道一時使用届の内容を確認し、確認結果を局に報告して頂き、審査は局が実施する方向で検討しています。公募資料では要求水準書5－3－5（2）の文言を修正します。なお、実績では年間９件程度です。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
134	要求水準書（案）	27	5	5-3				業務の要求水準 表5-1	住民対応において初動までの駆け付け時間と解決するまでの見込み時間は、それぞれどれぐらいを想定しているのでしょうか。 また、現状はどの程度の時間を要しているのでしょうか。	初動までの駆け付け時間は60分以内を想定しています（5-3-1(1)参照）。 解決するまでの時間は事象により異なるため、一概に提示できません。 現状で、現地への駆け付け時間は60分以内です。 なお、表5-1は業務指標（PI）の一例として示したもので、実際の業務指標は局と協議のうえ設定する方向で検討しています。
135	要求水準書（案）	27	5	5-3				業務の要求水準	実施方針（案）の質問・意見書に対する回答№18では、住民対応業務における現地到着までの時間は、「要求水準書に示す」との回答でした。　要求水準書のどこに記載されているのでしょうか。	「5-3-1現地調査・軽微な保守等の現場対応業務(1)」に「概ね１時間程度以内に現地確認を行い、原因を調査する。」と記載しています。
136	要求水準書（案）	27	5	5-3				表-１	初動までの駆付け時間とは何のことですか。　受付業務受託業者からの連絡を受けてから、出発するまでの時間のことでしょうか。又は、現着までの時間のことでしょうか。 後者の場合、苦情・要望場所によって時間は異なるので指標を示すことはできないと思いますが、貴局のお考えをご教示ください。	駆け付け時間とは、局又は「横須賀市管路維持管理業務委託」の事業者からの連絡を受けて、現地に到着するまでの時間のことを指します。現状で連絡を受けてから60分以内に現地到着しており、サービスレベルの維持の観点から同様の対応を求めます。 なお、表5-1は業務指標（PI）の一例として示したもので、実際の業務指標は局と協議のうえ設定することとなります。
137	要求水準書（案）	27	5	5-3				表-２	解決までの見込み時間は、苦情・要望内容によって対応が異なるので指標を示すことはできないと思いますが、貴局のお考えをご教示ください。	表5-1中の「住民対応において解決するまでの見込み時間」は業務指標（PI）の一例として示したもので、実際の業務指標は局と協議のうえ設定する方向で検討しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
138	要求水準書（案）	27	5	5-3				業務の要求水準	業務指標（PI）例として駆付け時間や解決見込み時間が挙げられていますが、これら指標の未達が複数回発生した場合、第11章のペナルティや契約解除の要件に連動する仕組みとなる、との解釈でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	要求水準書（案）	28	5	5-3	5-3-1	(1)		現地調査・軽微な保守等の現場対応業務基本事項	「概ね1時間程度以内」とありますが、1時間とした根拠をご教示ください。	現状で連絡を受けてから60分以内に現地到着しているためです。
140	要求水準書（案）	28	5	5-3	5-3-1	(2)	イ	情報連絡	住民への説明とは、住民説明会を開催することでしょうか。 住民への説明は、事業者だけで対応するのでしょうか。	住民への説明とは、個別の問い合わせ・苦情等に対して現地や電話等で状況、今後の見込みを説明することを想定しており、住民説明会の開催を必須とする趣旨ではありません。住民への説明は事業者のみでご対応いただく想定ですが、必要に応じて局が同行する方向で検討しています。
141	要求水準書（案）	28	5	5-3	5-3-1	(2)	ウ	施設の軽微な保守作業	「簡易な清掃、簡易な押し込みカメラ・目視等の点検」とありますが、1件あたりの作業時間や費用（材料費等）の上限など、「軽微」と判断する具体的な境界線・基準は定義されていますでしょうか。	1件あたりの作業時間や費用（材料費等）等による基準はありません。専門的な工事や新たな物品調達を伴わず、現地で短時間に対応可能な簡易作業を軽微とし、これを超える場合は局へ報告・協議のうえ対応方針を決定する方向で検討しています。
142	要求水準書（案）	28	5	5-3	5-3-1	(2)	ウ	施設の軽微な保守作業	施設の軽微な保守に該当する作業について、過去５年分の件数を、単年度ごとにお教えいただくことは可能でしょうか。	簡易な清掃、目視点検、簡易な調整、防臭リング設置、蚊、ゴキブリ苦情（隙間穴埋め、防虫剤設置）については月10件で年120件程度です。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
143	要求水準書（案）	28	5	5-3	5-3-1	(1)		基本事項	「概ね１時間程度以内に現地確認を行い、原因を調査する。」との記載がありますが、状況によっては１時間以内での調査完了は困難な場合があります。この場合、ペナルティの対象になるのかご教示ください。	概ね1時間程度以内で求める範囲は現地到着です。現地確認を行い、原因調査を完了することは1時間以内では求めておらず、ペナルティの対象とはなりません。以下のとおり文言を修正いたします。 「概ね１時間程度以内に現地に到着したうえで、現地確認及び原因の調査を行う。」
144	要求水準書（案）	29	5	5-3	5-3-2	(2)	イ	小修繕	小修繕について過去の実績と頻度を計画的修繕と同じように提示していただけるのでしょうか。	近5年の実績は以下のとおりです。 令和3年度：28件 令和4年度：25件 令和5年度：23件 令和6年度：10件 令和7年度：25件
145	要求水準書（案）	29	5	5-3	5-3-2	(2)	ウ	突発修繕	突発修繕における路面復旧工事は仮復旧までと考えてよろしいでしょうか	本復旧まで含みます。
146	要求水準書（案）	29	5	5-3	5-3-2	(2)	ア	詰まり処理	「水路へ油流出時の対応（吸油マット設置）」とありますが、吸油マット等の消耗品費用や回収・処分費用は、事業者の負担となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	要求水準書（案）	29	5	5-3	5-3-2	(2)	ア	詰まり処理	詰まり処理について、過去５年分の件数を、単年度ごとにお教えいただくころは可能でしょうか。	近5年の実績は以下のとおりです。 令和3年度：36件 令和4年度：35件 令和5年度：26件 令和6年度：17件 令和7年度：34件
148	要求水準書（案）	29	5	5-3	5-3-2	(2)	ウ	突発修繕	「1件当たり500万円未満（税込）の修繕を対象とする」とありますが、突発修繕の発生件数が想定数量（別紙-15の件数）を大幅に超えた場合の、超過費用はどのように精算されるのか、お考えをお示しいただくことは可能でしょうか。	想定数量は参考値です。突発修繕の支払い上限額は年度協定により決定し、修繕に係る超過費用は委託費の見直し対象とする方向で検討しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
149	要求水準書（案）	29	5	5-3	5-3-2	(2)	ウ	突発修繕	突発修繕の限度額500万円未満の内容確認は、どの時点でどのように誰が行うかご教示下さい。	事業者の現場確認後、修繕方法（様子見も含む）、金額を事業者が検討し、局に報告し局と協議し実施の有無を決定する方向で検討しています。
150	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-2	(2)	エ	書類作成・データ処理	「現場状況が下水道台帳と異なっていた場合は、台帳への反映用資料の作成」とありますが、台帳へ反映させる資料は、どのレベルの内容になるか提示してください。また、その資料作成費用は計上しているのでしょうか。	作成資料のレベルは、台帳更新に必要な範囲（位置・諸元・差異内容・根拠資料等）を基本として、必要に応じて局と協議のうえ決定します。費用については、通常の点検・調査等に付随して発生する範囲は業務内での対応を想定します。
151	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-2	(2)	エ	現場作業・修繕等の対応業務	「現場状況が下水道台帳と異なっていた場合は、台帳への反映用資料の作成・提出」との記載がありますが、想定以上の乖離があり大幅な作業が発生した場合、変更契約対象となるとの理解でよろしいでしょうか。基準をお示しください。	想定している作業内容、進め方について、No.150の回答を参照してください。
152	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-3	(1)		他工事立会業務	「他事業者の工事等に係る事前協議を行い」とありますが、受託者は、行政判断の権限はないため、事前協議の開催や許認可等はできません。そのため必ず市の同席を求めますが、それが困難な場合、この項を削除していただきたい。	許認可等は局で実施します。事業者は他事業者の事前協議書類を確認し、基準に適合しているか局へ報告することとします。要求水準書を修正します。
153	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-3	(1)		基本事項	他事業者の工事等に係る事前協議・立会業務や回答を下水道管理者としての権限を持たない事業者が行うことに違法性はないのでしょうか。	No.152回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
154	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-3	(1)		基本事項	「他事業者の工事等に係る事前協議を行い、必要に応じて試掘等の立会を行う」に関し、事前協議は何件あり、どこで行うと想定しているのか。 また、【別紙-15】により他工事立会業務は年間340件とあるが、立会の昼 夜間別の内訳をご教示下さい。	事前協議の件数は年間340件程度を想定しています。事前協議の実施場所は事業者の任意です。近年の実績としてすべて昼間ですが状況によっては夜間の場合もあり得えます。
155	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-3	(1)		基本事項	「必要に応じて試掘等の立会を行う。」との記載がありますが、試掘等への立ち合いは、年間どれぐらいの回数を見込んでおりますでしょうか。	試掘等への立会は年間340件程度を想定しています。試掘は実施しない場合もありますが、現場の状況によっては同現場での複数回の立会うこともあります。
156	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-3	(2)		業務の要求水準	市が承認等を行う必要のある行為が受託者に求められている文章になっています。また、1人称が分かりにくい文章になっていますので、再考をお願いします。	承認行為は局が行います。行為主体が分かるように要求水準書を修正します。
157	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-3	(2)	イ	業務の要求水準	立会では、他企業工事より下水道管に支障が生じるリスクがある場合には、他企業工事の施工方法の変更等を他企業の施工者に指示すべき事例も出てくると思います。こうした指示を事業者が行うべきではないと考えます。この場合の対応方法について検討をお願いします。	他企業工事が下水道管に支障を及ぼすリスクを確認した場合、事業者は局へ報告し、局が他企業への指示を行います。
158	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-3	(2)	イ	立会	他工事の工事現場の立会を実施しても、下水道管理者ではない事業者が他事業者にその場で指示等は出せないと思いますが、貴局のお考えをご教示ください。	No.157回答をご参照ください。
159	要求水準書（案）	31	5	5-3	5-3-3	(2)	イ	業務の要求水準	他工事事業者に修繕させざるを得ない場合ですが、立会中に他工事事業者の責により下水道管に支障が生じた場合、夜間・休日の時でも局の指示をいただけるのでしょうか。事業者の立会者では判断できかねます。	立会中に他工事事業者の責により下水道管に支障が生じた場合は、夜間・休日であっても、局職員が状況を確認のうえ、必要な指示を行います。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
160	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-4			自費施工・行為許可・排水協議への対応	許認可権を持たない事業者が行うことに違法性はないのでしょうか。	No.132回答をご参照ください。
161	要求水準書（案）	31	5	5-3	5-3-4			自費施行…	「自費施行・行為許可」とありますが、許認可については民間では責任を負うことができないので、「許可」に関する記述は削除していただきたい。	No.132回答をご参照ください。
162	要求水準書（案）	31	5	5-3	5-3-4	(1)	エ	自費施行・行為許可・排水協議への対応	「現場指示・確認」業務が含まれておりますが、例えば申請者が行う工事の施工不良を発見した場合、是正指示の権限等は事業者に委ねられるのでしょうか、それとも局が是正命令を出す形になるのでしょうか。「現場指示・確認」の詳細な内容についてお示しいただくことは可能でしょうか。	事業者は局に対し、施工不良を報告し、是正措置の指示は局が行います。
163	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-5	(1)		公共下水道一時使用届の審査・受理の対応	公共下水道一時使用として受け入れるとは、どのようなことですか。	建築現場等における水質管理がなされた雨水又は湧水の濁り水を公共下水道として受け入れている事務を指しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
164	要求水準書（案）	30	5	5-3	5-3-5	(2)		公共下水道一時使用届の審査・受理の対応	審査をする際の基準等をご教示ください。	排出する排水が以下の条件を順守しているかどうかを審査します。 合流管・汚水管へ排出：排水は下水処理場へ送られるため、事前の水質検査や適切な前処理を行っていること。 雨水施設へ排出：公共用水域の水質汚濁に十分配慮すること。 排水基準（水質）：土砂、コンクリート、モルタル等を含む排水は、必ず沈殿槽を設置し、上澄み水のみを排出すること。ベントナイト液や各種薬液注入に使用した排水は、凝集沈殿等の処理後であっても排出しないこと。水素イオン濃度(pH値)は、排出前に測定し、基準値を満たさない場合は必ず水質調整を行うこと。 詳細は公募時の開示資料「横須賀市公共下水道一時使用届出の概要」に示します。
165	要求水準書（案）	31	5	5-3	5-3-5	(2)		公共下水道一時使用届の審査・受理の対応	内容の審査は可能だが、許可はできないため、「内容の審査と報告を行い、市が許可したのちに書類を受理する」というような内容に変更していただきたい。	No.133回答をご参照ください。
166	要求水準書（案）	31	5	5-3	5-3-5	(2)		公共下水道一時使用届の審査・受理の対応	「内容の審査、受理の手続きを行う」とありますが、事業者による「受理」は行政処分（公権力の行使）に該当する可能性があります。事業者が直接受理スタンプ等の押印・交付を行っても法令上問題ないスキームとなっているか、局の見解をお聞かせください。	No.133回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
167	要求水準書（案）	31	5	5-3	5-3-6			国要請の調査等作成支援業務	国からの要請に対する資料作成は、コンサル業務と見受けます。資料作成費用として計上しているのでしょうか。また作成頻度(回数/年)をご教示ください。	当該業務は統括管理業務に含めます。作成頻度は別表-15に示すとおり、年間5件程度を想定しています。
168	要求水準書（案）	31	5	5-3	5-3-6			国要請の調査等作成支援業務	「国要請の調査書等作成支援業務」について、【別表-15】には件数が示されているが、業務内容をご提示ください。	毎年度国から記入の要請を受ける調書の記入補助（件数、原因、大きさ、取付管の種類等）です。
169	要求水準書（案）	32	6	6-1				基本事項	「局と連携し緊急時の対応ができる体制を構築し、適切な対応を行う」とありますが、災害発生時における局と事業者との間の具体的な指揮命令系統、および役割分担の境界線について基本的な考え方がおありであれば、お示しいただくことは可能でしょうか。	大雨時の役割分担の基本的な考え方は以下のとおりです。 ①大雨警報・注意報が発令された場合や未発令でも大雨が予測される時に、局が待機判断 ②局から事業者へ待機を指示（待機場所は事業者の任意とする） ③溢水等の連絡を局が受理し、局から事業者へ現地対応を指示 ④事業者は現地対応及び局へ対応結果を報告
170	要求水準書（案）	32	6	6-1				基本事項	市民からの災害対応業務について、別紙-15（p99）の参考数量では年間4件と想定されています。実際の発生件数がこれを大幅に超過した場合の費用精算ルールについてご教示ください。	災害対応業務の実施数量が参考数量を大幅に超える場合の費用負担は局との協議により決定する予定です。
171	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1			大雨時対応マニュアルの作成	「大雨等による施設の使用停止マニュアル」に従った公共下水道施設の使用停止」とありますが、当該マニュアルは①市がすでに策定しているものを指すのか、あるいは②事業者が作成したものを指すのか、お教えいただくことは可能でしょうか。	「大雨等による施設の使用停止マニュアル」は市が既に作成している図書ですが、現在は「大雨等による施設の使用停止マニュアル」に従った公共下水道施設の使用停止は行っていないため、要求水準書を修正します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
172	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1			大雨時対応マニュアルの作成	「大雨等による施設の使用停止マニュアル」に従った公共下水道施設の使用停止」とあります。仮にこのマニュアルが、市がすでに策定したものであった場合、この資料は応募時に公表されるとの解釈でよろしいのでしょうか。	No.171回答をご参照ください。
173	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1			災害対応	大雨時対応マニュアル以外の大規模災害時の発動基準、実施体制等の基準があればお示しください。	公募時に開示資料として「下水道BCP（業務継続計画）」（横須賀市上下水道局）を示します。
174	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1			大雨時対応マニュアルの作成	既に局の方で作成されているマニュアルはありますでしょうか。ある場合、公表いただくことを希望いたします。 また、マニュアル見直し方針、作成及び改定に当たっての費用について、募集要項に定める事と理解してよろしいか、ご教示下さい。	（前段）大雨警報時等の待機業務マニュアルがありますが、内部資料のため公表していません。 （後段）追加費用の精算は行いません。
175	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(2)		実施体制	「協力企業との連携体制」とありますが、災害時の応援協定などの締結手続きは、事業者の責任と費用において実施すべきものという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(3)		情報収集	「市民からの通報」とありますが、第1報受託者で受けるのではないためどのようなルートで受託者に連絡が来るのかご教示ください。	通常は、市民からの通報は「横須賀市管路維持管理業務委託」の受託者へ連絡が入りますが、現地対応中等に、市民から直接事業者へ連絡があった場合には、局へ連絡の上ご対応をお願いする場合があります。
177	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(4)		大雨時対応マニュアル	「大雨等による施設の使用停止マニュアル」は公表されているものでしょうか？非公表の場合対応マニュアル作成のためにご提示していただますでしょうか。	No.171回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
178	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(4)		初動対応	「定期巡回等通常業務の停止」とありますが、大雨対応のために通常業務を停止・延期した場合、当該通常業務の未達分に対する減額精算やペナルティは免除されるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで想定しています。詳細は公募資料で示します。
179	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(5)		現地対応	「必要資機材の手配、交通安全対策」とあります。広域的な災害の発生により、事業者による資機材の調達が困難であるが明らかな場合であっても、「手配」に不備があったものとして取り扱われ、事業者の責任に帰するものと介されるのでしょうか。ご見解をお聞きしたく存じます。	広域的な災害等により事業者による資器材調達ができなかった場合は、事業者の手配不備とは捉えません。
180	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(5)		現地対応	「必要資機材の手配、交通安全対策」とありますが、広域的な災害等により資機材の調達コストが高騰した場合、その超過費用は不可抗力として局の負担となるのか、事業者の責となるのか、お考えをお聞かせください。	原則として契約額の変更無く資器材の調達等を実施していただきますが、広域的な災害等により著しく高額となる場合は、局との協議によります。
181	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(5)		災害対応	災害対応については大雨時対応マニュアルに定められていると理解していますが、不可抗力により民間事業者が過度なリスクを負う事のない責任分担を希望致します。リスク分担基準があれば、お示しください。	リスク分担基準は、公表済みの実施方針「別紙１ リスク分担表」をご確認ください。具体的な規定は公募資料に示します。
182	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(7)		資機材等	大雨時対応に必要な資機材の調達費用は計上していただけますでしょうか	大雨時対応に必要な資器材の調達費用は、必要に応じて事業費に含めてください。土嚢は、局から提供可能です。作業車等基本的な作業を行う上で必要なものは事業者で用意してください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
183	要求水準書（案）	32	6	6-2	6-2-1	(8)		訓練	「大雨時対応マニュアルに従った訓練の実施方針」とありますが、局の職員が参加する共同訓練の実施を想定されている場合、その開催頻度や調整プロセスについてご教示ください。	局では大雨時対応の訓練は年2回実施しています。別途1回は事業者の提案により局と事業者が共同で実施することを想定しています。事業者において年間事業実施計画に実施時期を記載してください。
184	要求水準書（案）	33	6	6-2	6-2-2			大雨時の体制確保及び事前準備	「大雨の発生が予想される場合…体制を確保するものとする」とありますが、待機要員の人件費（時間外・深夜手当等）について、事業者が積算において配慮すべき項目(局側が想定している予算枠や上限等)はおありでしょうか。	提案上限額は公募時に示します。待機時を含め必要な費用を計上してください。
185	要求水準書（案）	33	6	6-2	6-2-2			大雨時の体制確保及び事前準備	「重点確認箇所の確認」とありますが、局が把握している過去の溢水箇所なども「重点確認箇所」に該当すると考えております。これらのリストが、応募段階で提示されるとの解釈でよろしいのでしょうか。	当該重点確認箇所は別紙４の別表２と同一です。
186	要求水準書（案）	33	6	6-2	6-2-3			大雨時の対応	大雨時の応急対応が深夜や休日に及んだ場合、その対応費用（実費）の精算方法（精算単価や手続き）について、現時点での想定をお聞かせください。	実績に応じて精算する考えです。
187	要求水準書（案）	34	7	7-1				基本事項	「局が更新施策の実施可否、優先順位及び事業化の判断を行うための支援資料とする」とあります。事業者からの提案に対して局の不承認や修正指示が繰り返された場合、修正回数に応じた追加費用の協議は可能か、見解をお聞かせください。	不承認、修正指示に伴う追加費用は想定しておりません。
188	要求水準書（案）	34	7	7-1				基本事項	「点検・調査結果、清掃履歴…その他必要な情報を総合的に勘案し」とあります。他所管が実施する道路工事予定など、計画案作成の判断に必要な外部情報の提供は局から迅速に受け取れるのか、見解をお聞かせください。	計画案作成に必要な情報のうち、局で準備が可能なものは、収集依頼頂いた後局より随時提供します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
189	要求水準書（案）	34	7	7-1		(1)		国交付金交付要領	「事業費の内訳を明らかにする」とありますが、入札時に提示する金額以外に提示する必要があるのでしょうか？	計画作成業務費の内訳は求めません。要求水準書を修正いたします（なお書きを削除）。
190	要求水準書（案）	34	7	7-1		(1)		国交付金交付要領	「当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと」とあります。事業者が適切に資料を作成したにもかかわらず、国の制度変更等により交付金が不交付となった場合、そのリスクは事業者が負うものとなるのでしょうか。	国の制度変更に伴うリスクは局負担となります。
191	要求水準書（案）	34	7	7-1		(2)		会計実地検査等	会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助は、委託業務として費用を計上しているのでしょうか。また報告書提出後に追加資料を求める場合は、その費用を計上しているただけるのでしょうか。	会計実地検査の補助は資料作成を含めすべて事業費に含みます。
192	要求水準書（案）	34	7	7-1		(2)		会計実地検査等	「会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと」とあります。事業期間終了後、あるいは引継期間中に前年度検査が実施される場合、事業者は無償で対応する義務を負うのでしょうか。	会計実地検査に必要な説明資料の作成や、回答支援（別室待機等）は事業期間終了後であっても、要請する場合があります。
193	要求水準書（案）	34	7	7-1		(2)		基本事項	「会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行う」との記載がありますが、どのような作業を想定されているかご教示ください。	会計実地検査を受けるのは局ですが、必要に応じて説明資料の作成や、回答支援（別室待機等）を依頼することを想定しています。
194	要求水準書（案）	34	7	7-2				表7-1	ストックマネジメント計画（R15～19）の内容変更が生じた場合、追加費用は見込んでいただけるのでしょうか。	内容変更の内容にもよりますが、追加費用は協議により定めることとします。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
195	要求水準書（案）	34	7	7-2	7-2-1	(1)	ア	業務対象	令和10～14年度のストックマネジメント計画変更業務について、「設計条件は公募時点での想定であり業務実施段階において局との協議により決定する」とあります。協議の結果、業務量が大きく増大した場合の増額変更の手続きについてご教示ください。	公募資料に示します。
196	要求水準書（案）	34	7	7-2				表7-1	ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画（R10～14年度）変更業務ですが、実施予定時期が令和12～13年度となっている一方、計画期間が令和10～14年度となっているため、変更内容が活かされるのは実質1年と限定的でストックマネジメント計画の申請支援の効果が薄いと思います。当該項目の削除をお願いします。	前期での業務実績や知見を第Ⅰ期（前期）中にも活かすため計画変更を行うとともに、第Ⅱ期（後期）ストックマネジメント計画（令和15～19年度）の円滑な策定に向け活用するため、ストックマネジメント計画（令和10～14年度）変更業務も必要と考えます。
197	要求水準書（案）	34	7	7-1				基本事項	「更新工事、追加調査その他対応の実施可否及び優先順位の最終判断は、局が行うものとする。」との記載がありますが、更新が必要な施設に対し、横須賀市上下水道局様の判断で先送りした場合に発生する事故等のリスクは横須賀市上下水道局様の方で負担するという理解でよろしいでしょうか。	局の判断で先送りした場合に発生する事故等のリスクは局のリスクとします（実施方針別紙１リスク分担表「その他」の「11　計画・設計・仕様変更」に該当）。
198	要求水準書（案）	34	7	7-2				対象業務	ストックマネジメント計画の変更を令和12～13年度に予定されていますが、国交省より公表されている「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」に対応したストックマネジメント計画の変更は、令和9年度の策定において対応されるという認識でよいですか？	令和９年度に策定するストックマネジメント計画を改正下水道法の新基準を満たす計画に見直すことは期間的に難しいことから、現時点では令和15年度以降のストックマネジメント計画にて事業者に反映していただく予定です。なお、令和９年１月に同法の政令の内容が発布され次第、方針を再検討します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
199	要求水準書（案）	34	7	7-2				対象業務	3回目のストックマネジメント計画の計画期間について、実施方針が令和20～29年度、修繕・改築計画が令和20～24年度の誤りではないでしょうか？	点検・調査計画及び修繕・改築計画は令和20～29年度の10か年分を作成し、申請するストックマネジメント計画は令和20～24年度の5か年とすることを想定しております。以下のように修正いたします。 ・ストックマネジメント計画（令和20～29年度)策定業務（実施方針、修繕・改築計画） ※申請書作成は令和20～24年度
200	要求水準書（案）	35	7	7-2	7-2-2	(1)	ア	業務対象	令和15～19年度の計画策定業務に関し、「対象施設は業務実施段階において局との協議により決定する」とあります。決定基準として、対象となる管種や延長の増減上限値（例：想定のプラスマイナス10%以内など）がおありであれば、お示しいただくことは可能でしょうか。	対象となる管種は全種対象です。 対象延長の上限・下限は定めておりません。
201	要求水準書（案）	35	7	7-2	7-2-2	(1)	ア	業務の目的	「委託箇所、対象施設及び設計条件は公募時点での想定であり業務実施段階において局との協議により決定する。」との記載がありますが、対象施設及び設計条件が変更となった場合、契約変更対象という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
202	要求水準書（案）	36	7	7-2	7-2-2	(2)		業務内容	別紙-１６のどの項目が該当するかご教示ください。	ストックマネジメント計画策定業務の業務内容は、別紙１４（旧別紙１６）「3 ストックマネジメント実施方針(2)～(8)」及び「4 修繕・改築計画の策定(2)～(10)」となります。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
203	要求水準書（案）	36	7	7-2	7-2-3	(1)	ア	業務の目的	「委託箇所、対象施設及び設計条件は公募時点での想定であり業務実施段階において局との協議により決定する。」との記載がありますが、対象施設及び設計条件が変更となった場合、契約変更対象という認識でよろしいでしょうか。	No.201回答をご参照ください。
204	要求水準書（案）	36	7	7-2	7-2-2	(1)	※欄	業務概要	「※令和9年度策定予定の…」とありますが、7-2-1の注釈の間違いではないでしょうか？	令和９年度に局で策定するストックマネジメント実施方針に応じて、「7-2-2.　ストックマネジメント計画（令和15～19年度）策定業務」の業務対象も変更となる可能性があるため、「※令和9年度策定予定の…」を記載しています。
205	要求水準書（案）	36	7	7-2	7-2-3	(1)	※欄	業務概要	「※令和9年度策定予定の…」とありますが、7-2-1の注釈の間違いではないでしょうか？	令和９年度に局で策定するストックマネジメント実施方針に応じて、「7-2-3.　ストックマネジメント計画（令和20～24年度）策定業務」の業務対象も変更となる可能性があるため、「※令和9年度策定予定の…」を記載しています。
206	要求水準書（案）	36	7	7-2	7-2-3	(1)	イ	業務対象	令和20～24年度計画策定業務において、「点検・調査計画と修繕・改築計画は令和20～29年度の10年間とする」との記載があります。本事業の期間（令和20年3月31日まで）を超える期間の計画策定費用も、本事業の委託料に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。当該業務は将来計画を作成していただく業務です。
207	要求水準書（案）	36	7	7-2	7-2-3	(2)		業務内容	別紙-１６のどの項目が該当するかご教示ください。	No.202回答をご参照ください。
208	要求水準書（案）	37	7	7-2	7-2-4	(1)	③	補足事項	ストックマネジメント計画策定費用を算出するための参考として耐震化計画を提示していただきたい。	公募時に開示します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
209	要求水準書（案）	37	7	7-2	7-2-4	(1)	③	その他特記事項	「横須賀市上下水道耐震化計画の内容と施設の重複が無いよう十分な整合を図る」とあります。局側の上位計画（耐震化計画）の改定データやGISデータは、最新版が常に事業者に共有されるという認識でよろしいでしょうか。	計画策定時に必要資料の収集をお願いいたします。
210	要求水準書（案）	37	7	7-2	7-2-4	(1)	④	その他特記事項	「ストックマネジメント計画で予定していた施設の対策が何らかの理由で実施されなかった場合、当該施設を本業務の対象施設として再検討（原因を明確にし、対策検討等）するものとする」とあります。この何らかの理由が、局側の財政事情等によるものであった場合、再検討業務に要する費用は事業者負担となるのでしょうか。	対策が実施されなかった施設について、各ストックマネジメント計画の対象施設に追加し計画策定することを想定しており、新たな再検討業務は想定しておりません。そのため、追加費用等は想定しておりません。
211	要求水準書（案）	37	7	7-2	7-2-4	(1)	⑤	その他特記事項	「次期ウォーターPPP 業務委託の参考とするため、令和20年度から令和29年度までの10年間に係る次期10箇年修繕・改築計画書を作成すること」とあります。次期事業のための資料作成費用は、すべて本契約の計画作成業務費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	令和20年度から令和29年度までの10年間に係る次期10箇年修繕・改築計画書の作成費用は本事業に含まれます。 また当該計画作成は7-2-3に含まれることから本項7-2-4(1)⑤は削除します。
212	要求水準書（案）	38	8	8-1				附帯事業	附帯事業として技術提案する場合、事業開始後に提案しようとするプロフィットシェアを妨げることになるのではないか。民間事業者の提案に自由度を持たせるために要求水準から附帯事業を削除していただきたい。	附帯事業の提案は応募者の任意です。原案のままとします。
213	要求水準書（案）	38	8	8-1				附帯事業	「優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の附帯事業実施義務を定める」とあります。応募段階の提案がそのまま義務化されるのか、それとも契約締結前の協議により実施可否や条件の調整が可能であるか、見解をお聞かせください。	優先交渉件者との契約締結前の協議により実施可否や条件の調整を行う想定です。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
214	要求水準書（案）	38	8	8-1				附帯事業	附帯事業を導入することにより、「費用縮減」や「収益発生」が実現した場合、そのインセンティブ（プロフィットシェア等）の具体的な配分比率や精算ルールについて、局の基本的な考え方をお示しください。	附帯事業はプロフィットシェアの対象とはなりません。応募時の見積額は附帯事業による効果を含めたものとしてください。
215	要求水準書（案）	38	8	8-1				附帯事業	附帯事業の提案について「提案は必須ではない」と記載されています。プロポーザル選定における加点評価において、附帯事業の提案の有無にどの程度の配点ウェイトが置かれているか、今後お示しいただけるという認識でよろしいでしょうか。	公募時に示します。
216	要求水準書（案）	38	8	8-1				付帯事業	付帯事業の費用は別途横須賀市上下水道局様の方で負担するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
217	要求水準書（案）	38	8	8-1				附帯事業	事業期間中に開始した附帯事業が想定通りの収益を上げられず、事業者が途中で撤退・中止を希望する場合、どのような手続きが必要となるか、また違約金等の発生の有無についてご教示ください。	附帯事業の提案内容、履行状況によりますが、違約金等の発生の有無は局との協議により決定する方向で検討しています。
218	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	任意事業は、事業開始後に任意提案を受け付けていただけるのであれば、技術提案作成という限られた時間内での提案より優れたものが提示できると考えられるため、要求水準書から任意事業を削除していただきたい。	原案のままとします。なお、事業期間中の提案も可とします。
219	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	一部有償貸付の施設名、金額を提示して下さい。	有償貸付について、あらかじめ決定している施設・土地はありません。事業者からの提案内容に応じて貸付の可否を判断し、金額は横須賀市の公有財産規則（昭和46年4月1日規則第26号）に従い決定します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
220	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	「事業期間中においても、事業者は、任意事業を提案することができる」とあります。事業者からの提案後、局が審査し承諾を判断するまでの標準的な期間（標準処理期間）はどの程度を想定されていますでしょうか。	提案内容によるため、現時点でお答えできません。
221	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	「本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに」とあります。任意事業に伴うリスク評価の妥当性について、局が承認する際の具体的な審査基準やガイドライン等はおありであれば、お教えいただくことは可能でしょうか。	具体的な審査基準やガイドライン等はございません。
222	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	「本件施設を活用する場合は、一部有償貸付による事業であることに留意し」とあります。この有償貸付における貸付料（土地・施設利用料等）の算定基準（例：市有財産貸付条例等に基づく算定など）についてご教示ください。	No.219回答をご参照ください。
223	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	事業期間中に開始した任意事業が想定通りの収益を上げられず、事業者が途中で撤退・中止を希望する場合、どのような手続きが必要となるか、また違約金等の発生の有無についてご教示ください。	任意事業を中止等する場合は局との協議によります。協議の他に必要な手続きが発生する場合は、適切な手続きを実施してください。任意事業は事業者の独立採算による実施のため、違約金等の発生は想定していません。
224	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	「発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする」とあります。この損害賠償の範囲について、予見不可能な間接損害や逸失利益まで含まれるのか、それとも通常損害に限定されるのかご教示ください。	任意事業に関わる全ての損害、逸失利益は事業者の負担とします。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
225	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	任意事業の提案を検討するにあたり、現時点で局が「活用可能」と想定している下水道用地や施設（スペース等）の具体的なリスト、あるいは図面などの資料は、いつ頃の開示を予定しておりますでしょうか。	任意事業の提案に係る具体的な用地リストはありません。
226	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	任意事業から生じた独自の独立採算による収益について、局への一部納付（プロフィットシェア等）を求める規程や制度を設ける予定はありますでしょうか。	任意事業の収入はすべて事業者収入です。局への一部納付等は想定しておりません。
227	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	「事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に局の承諾を必要とする。」との記載がありますが、任意事業であるため、事業開始後の提案であっても、プロフィットシェアの対象外という認識でよろしいでしょうか。	任意事業はプロフィットシェアの対象外とします。
228	要求水準書（案）	38	8	8-2				任意事業	局の用地を活用した付帯事業の場合、用地借用費用等は発生するのでしょうか。その場合の費用はどのように精算するかご教示ください。	No.219回答をご参照ください。
229	要求水準書（案）	39	9	9-1				基本事項	「一部局からの提案も検討している」とありますが、局が想定している具体的な引継内容（例：特定の共同現地調査や勉強会の開催等）があれば、現時点での構想をお聞かせください。	「一部局からの提案」部分は局よりWPPP補助業務（住民対応、他工事立会等）などと称して別途契約とする方向で検討しています。
230	要求水準書（案）	39	9	9-1				基本事項	「事業者が実施する内容・方法等に不備又は未完成の部分が生じた場合でも…責任を免れることはできない」とあります。仮に局や現行受託者からの資料提供の遅延等、事業者の責に帰さない理由で不備が生じた場合、どのような扱いになるのかご教示下さい。	事業者の帰責事由でない場合は、局のリスクとします。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
231	要求水準書（案）	39	9	9-1				基本事項	契約締結の翌日から令和10年4月1日までの約半年間に及ぶ「引継期間（業務準備期間）」において、事業者が稼働（人件費や交通費等の実費が発生）する際の費用は、本委託料とは別に準備費として支払われるのでしょうか。	No.2回答をご参照ください。
232	要求水準書（案）	39	9	9-2	9-2-1			局及び事業者の役割	「事業者の要求する本件施設の習熟に必要な本件施設の情報等の提供、教育訓練等への協力（指導を含む）及び支援を行う」との記載がありますが、この場合の事業者とは次期のウォーターPPP事業者を示すという認識でよろしいでしょうか。その場合、求める内容によって作業量が異なる為、ノウハウ的な情報の提供は対象外という認識でよろしいでしょうか。 また、次期ウォーターPPP事業者への教育訓練への対応は難しいと考え、業務対象から除外することを希望致します。	当該項目は事業開始前の引継ぎを指します。
233	要求水準書（案）	39	9	9-2	9-2-2	(2)		業務引継ぎ準備	局からの情報提供が遅れた場合、基本計画書の提出時期は、事業開始後でも受付ていただけるよう考慮していただきたい。	遅延を配慮する場合もありますが、原則として提出時期の厳守をお願いします。併せてNo.234回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
234	要求水準書（案）	39	9	9-2	9-2-2	(2)		業務引継準備	「基本実施計画を作成し、速やかに局に提出するものとする」とあります。契約締結日の概ね何日前までに基本実施計画を提出すべきでしょうか。局との「基本実施計画の検討・協議」も踏まえた上でお聞きかせください。	基本実施計画は、事業開始前に事業者が局から引継ぎを行う計画を示した書類です。1～2か月程度で作成できるものと想定し、優先交渉権者決定（９月予定）～契約締結（12月予定）の期間で作成していただき、契約締結後すぐに引継が行えるよう準備してもらう想定ですので、契約締結後３開庁日以内とします。 なお、用語のうち「基本実施計画」は「事業開始前引継計画」に改めます。
235	要求水準書（案）	39	9	9-3	9-3-1	(4)		本件施設の維持管理の引継業務	「住民対応・事故対応業務において、交渉又は係争中である事案の内容」の把握とあります。引き継いだ係争中事案において、事業開始後に事業者への法的賠償請求や対応義務が発生した場合の費用負担、責任の所在についてご教示ください。	事業開始前から継続する交渉、係争は局が対応します。ただし、事業開始後に発生した現地対応等で、住民対応業務に含まれる範囲は事業者に協力を依頼します。また当該範囲に関わる費用は、本事業費に含めます。
236	要求水準書（案）	40	9	9-3	9-3-1	(4)		業務引継ぎ準備	住民対応・事故対応業務について、事業期間前に発生したものについては引き続き市側で対応すべきもので、ここは「情報提供」に留めていただきたい。仮に、事業者側に引き継ぐのであれば、事業期間に発生した住民対応・事故対応業務については事業期間終了後、市側に引き継ぐものとしていただきたい。	事業終了時の未完了事案の引継ぎについては、第9章（業務引継書等）に基づき局または次期事業者へ引き継ぐこととします。なお、事業開始前の事案についてはNo.235回答をご参照ください。
237	要求水準書（案）	40	9	9-3	9-3-1	(6)		本件施設の維持管理の引継ぎ業務	「その他、局または事業者が必要とする事項」は、事業開始後に追加が必要になる事項を押し付けることが無いように「その他、局または事業者が協議により合意された事項」にしていただきたい。	「その他、局または事業者が協議により合意した事項」に変更します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
238	要求水準書（案）	40	9	9-3	9-3-2			本事業の業務遂行の準備	引継期間中に事業者が策定する「第1期5箇年事業実施計画書」等について、局の承認プロセスが長引いたことにより、4月1日の事業開始までに承認が下りなかった場合、引継期間が延長され、よってその期間はペナルティの対象外であるとの解釈でよろしいのでしょうか。	事業者帰責事由によらず計画書の承認が遅延した場合はペナルティの対象外とします。なお、「第1期5箇年事業実施計画書」が承認されずとも、令和10年4月1日に事業開始する想定です。
239	要求水準書（案）	40	9	9-3	9-3-2	(2)		本事業の業務遂行の準備	補正予算は、当初の事業計画には見込むことが難しく事業スケジュールの見直しも必要となり、事業運営の支障となる可能性が高い。そのため、国からの補正予算は、本事業ではない別事業に割り当てていただきたい。	下水道事業予算は局が適切に措置します。本事業に影響がある場合は、局と事業者の協議により事業範囲の変更等を決定します。
240	要求水準書（案）	40	9	9-3	9-3-3			その他	「引継期間はペナルティ対象外」とあります。この期間中（契約締結日～令和10年4月1日）に引継作業現場で第三者への損害事故が発生した場合、法的・経済的な賠償責任は誰（局、現行受託者、事業者のいずれ）に帰属するでしょうか。	「引継期間はペナルティ対象外」とは、引継ぎ期間中に事業者が試行的に実施する業務等は、要求水準未達判定の対象としないことを指します。 引継ぎ作業中の第三者への損害事故等が発生した場合は、法的・経済的な賠償責任は原因者に帰属します。
241	要求水準書（案）	40	9	9-4	9-4-1	(2)		教育指導体制	「教育指導は、引継期間において、局又は局が指定する者が実施するものとする」とあります。局側が提供を想定している指導回数、時間、カリキュラムの規模感について、現時点の想定をお示しください。	引継ぎのスケジュールや実施方法は事業者から提案頂き、提案内容を踏まえて局と協議して決定します。 なお、住民対応業務については、住民対応2人程度×約2週間、他企業立会い2人程度×約2週間など、最大4週間程度の実地引継ぎを想定しています。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
242	要求水準書（案）	40	9	9-4	9-4-2	(1)		業務実施体制	「基本実施計画に基づいた業務引継等が実施できる体制を準備するものとする」とあります。引継期間中において、統括責任者またはそれに準ずる実務担当者の常駐（局庁舎内や現地等）を求める要件はありますでしょうか。	引継期間中において、統括責任者またはそれに準ずる実務担当者の常駐（局庁舎内や現地等）を求める要件はございません。
243	要求水準書（案）	40	9	9-4	9-4-2	(2)		教育訓練体制	「引継期間終了日から本事業を履行できるよう」とあります。引継が適正かつ確実に完了したか否かを判定する、客観的な「引継完了のチェックリスト」や確認プロセスの設定は予定されていますでしょうか。	局からの予定はございません。必要に応じて事業者からご提案ください。
244	要求水準書（案）	42	10	10-1				月間業務報告書	「月間業務報告書は、翌月10日までに提出するものとする」とあります。翌月10日が土日祝日（閉庁日）である場合、提出期限は翌営業日まで繰り延べられるという解釈でよろしいでしょうか。	翌月10日が土日祝日（閉庁日）である場合、提出期限は翌開庁日までとします。
245	要求水準書（案）	42	10	10-1				月間業務報告書	【別紙-17】の表1において、報告の概要に「⑭その他報告事項」とあります。現時点で「その他」として定期報告を義務付けることを想定している特定の項目（例：苦情処理台帳の写し等）があればお示しください。	現時点の想定はございません。①～⑬に分類されない報告すべき事項があれば⑭その他として報告いただくことを想定しています。
246	要求水準書（案）	42	10	10-1 10-2				月間/年間業務報告書	各報告書の提出について、「データ形式又は書類により」とあります。局が指定する特定の報告書作成用ソフトウェアや、GISデータベースシステムへの直接入力などのオンライン環境指定はありますでしょうか。	現時点の指定はございません。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
247	要求水準書（案）	42	10	10-2				年間業務報告書	「年間業務報告書は、当該年度終了後翌月10日までに提出するものとする」とあります。4月10日提出は非常にタイトであると感じております。10日提出の根拠をお示しいただくことは可能でしょうか。	年間業務報告書は月間報告書の作成と並行して準備を進めることが可能との認識で提出期日は４月10日としています。ご意見を踏まえ、協議により20日までとすることも可能とする方向で検討しています。
248	要求水準書（案）	42	10	10-2				年間業務報告書	年間報告書に含む「事業者提案事項の実施状況」について、自主的貢献として提案した内容の進捗が遅れた場合、これがただちに第11章の「要求水準未達」とみなされ、ペナルティ対象となるのでしょうか。	提案書に記載された事項は、要求水準書や事業契約書と同等の効力を有するため、内容によってペナルティの対象となり得ます。
249	要求水準書（案）	42	10	10-3				業務報告書の改善等	「局は、必要に応じて報告書の記載事項、様式、記載内容、項目の追加又は変更を指示することができる」とあります。追加指示により事業者のデータ集計・入力事務の負担が著しく増加した場合、費用についての協議は可能でしょうか。	原則として費用の変更は認めません。著しく増加する場合は局との協議とします。
250	要求水準書（案）	42	10	10-3				業務報告書の改善等	局からの指示に基づき報告書の様式や項目を変更・改善するにあたり、事業者が自社で使用するITシステムや管理データベースの改修・プログラミングが必要となった場合、そのシステム改修費用は事業者負担となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	要求水準書（案）	42	10	10-4				報告書の構成等	「重大な異常、事故又は事故発生のおそれを把握した場合の報告内容…を含めるものとする」とあります。このうち「事故発生のおそれ」について、報告するか否かの判断がつきかねることのないよう、客観的な判断基準（例：管頂の腐食度〇以上など)を示されますでしょうか。	第3章3-1(5)及び第4章4-1(5)の規定に基づき報告された事案が該当します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
252	要求水準書（案）	42	10	10-4				報告書の構成等	「提出物に不備がある場合、事業者に対し、理由を付して差戻し又は再提出を指示することができる」とあります。差戻しを通知された場合、事業者は通知受領後何日以内に再提出を行うべきか、詳細な決定事項があればお教えください。	不備等の内容により修正に必要な日数は異なると考えられるため現時点で具体的な日数はお示しできませんが、迅速な対応をお願いいたします。
253	要求水準書（案）	42	10	10-4				報告書の構成等	「事業実施計画書に月間業務報告書及び年間業務報告書の構成等を添付するものとし」とあります。プロポーザルの提案（応募）段階において、これら報告書類のサンプル案を提出することは求められていますでしょうか。	プロポーザルの提出資料は公募時に示します。
254	要求水準書（案）	43	11	11-1				基本事項	「モニタリング基本計画書」を提示していただきたい。	公募時に示します。
255	要求水準書（案）	43	11	11-1				基本事項	モニタリング基本計画書の公表時期をご教示ください。	No.254回答をご参照ください。
256	要求水準書（案）	43	11	11-1				基本事項	第三者モニタリングに関する記載がありませんが、①第三者モニタリングの予定はありますか。②ある場合の費用負担は局、事業者のどちらになりますか。③事業者負担の場合、事業費の中に費用を見込んでいただきたい。	①第三者立会に関する規定を追加します。 ②モニタリングに要する費用は各々が負担し、第三者による立会に要する費用については、局が負担します。 ③事業者負担分は事業費に含みます。
257	要求水準書（案）	43	11	11-1				基本事項	局が策定する「モニタリング基本計画書(案)」は、応募者がセルフモニタリング計画やリスク評価を適正に設計できるよう、応募段階（公募時）で全文開示されますでしょうか。	公募時に示します。
258	要求水準書（案）	43	11	11-1				基本事項	「セルフモニタリング実施計画書を作成し、契約書の定めるところにより決められた期日までに局に提出」とあります。この「決められた期日」とは、具体的に契約締結後何日頃を想定されていますでしょうか。	公募時に示します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
259	要求水準書（案）	43	11	11-2	11-2-1	(2)		セルフモニタリング	「自らが提案書において提案した事項に関する実施状況の確認」とあります。提案事項が未達であった場合の委託料減額やペナルティポイントの有無、およびその適用ルールについてご教示ください。	公募時に示します。
260	要求水準書（案）	43	11	11-3				要求水準の未達時の措置	「モニタリング基本計画書に規定する手続きに従い、必要となる措置を行う」とあります。未達時の措置（委託料の減額、違約金の徴収等）の具体的な算出式やペナルティの上限設定についてお示しください。	公募時に示します。
261	要求水準書（案）	43	11	11-4				中間総合評価	「第Ｉ期事業期間終了時において…中間総合評価を行う」とあります。この中間総合評価が実施される具体的な時期（例：令和14年〇月頃等）のスケジュール想定をお聞かせください。	令和14年２月頃を予定します。前期から後期への段階的移行も考えられるため、詳しい日程については業務期間中に協議します。
262	要求水準書（案）	44	11	11-4	11-4-1	(1)	イ	重大な契約違反等の確認	「第三者に損害を与えるような重大な契約不適合がないこと」とあります。ここでの「重大な契約不適合」について、金額や被害規模など、客観的な判定基準（しきい値）は定義されていますでしょうか。	現時点での基準はございません。
263	要求水準書（案）	44	11	11-4	11-4-1	(1)		重大な契約違反等の確認	第Ｉ期事業期間中に、（１）カ「横須賀市指名停止等措置規則別表第１、別表第２及び別表第３」に該当した場合は、その時点で事業契約を変更・解除するのでしょうか。 また、事業契約の変更とは契約条項の何を変更するのかご教示ください。 さらに、JVの構成員である協同組合の組合員企業が該当した場合も事業契約を変更・解除の対象となるのでしょうか。	JVの構成員又は組合の組合員が指名停止措置となった場合は、措置期間中は該当者は新たな業務を実施することは不可としますが、その時点で必ず契約解除とはしない方向で検討しています。 具体的には事業契約書（案）に示します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
264	要求水準書（案）	44	11	11-4	11-4-1	(1)		重大な契約違反等の確認	「第Ⅰ期事業期間を通じて…」と記載がありますので、第Ⅱ期事業期間は、該当することが確認されても事業契約の変更・解除の対象にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	当該項目は前期事業終了時における中間総合評価に関する項目です。契約の解除事項等は公募時に示します。
265	要求水準書（案）	44	11	11-4	11-4-2	(3)		重要な要求水準の達成状況の確認	「第Ⅰ期事業期間を通じた達成率の低い項目が多い等評価が著しく低く…事業契約を変更・解除できる」とあります。この「著しく低い」と判定される具体的な数値基準（例：全体の達成率〇%未満など）をご教示ください。	現時点での具体的な数値基準はございません。
266	要求水準書（案）	44	11	11-4	11-4-2	(3)		重要な要求水準の達成状況の確認	「第Ⅰ期事業期間を通じた達成率の低い項目が多い等評価が著しく低く…事業契約を変更・解除できる」とあります。事業(実施)契約書は応募段階(公募時)で全文開示されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
267	要求水準書（案）	44	11	11-4	11-4-3			中間総合評価の対象事項の追加	「局は必要に応じて中間総合評価の対象事項を追加することができる」とあります。追加された事項の達成が困難な場合、事業者の免責事由や、評価基準の見直しについて協議を行う余地はありますでしょうか。	評価対象とする事項、評価内容・方法等については、事業者と協議して定めます。達成困難とならないよう、慎重な協議をお願いいたします。
268	要求水準書（案）	44	11	11-4	11-4-4	(2)		資料、データ作成	「業務内容の改善案及び対象事業・業務の改善案等を整理する」とあります。この改善案の整理・策定にあたり、事業者側で追加の現地調査や高度なコンサルティング分析が必要となった場合、その費用は事業者負担でしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
269	要求水準書（案）	46	12	12-1		(1)		契約終了時の措置	「事業開始後６箇月以内に業務引継ぎ書を作成し」と記載がありますが、事業終了後に貴局に引継ぐ書面を事業開始後６箇月以内に作成を開始するのでしょうか。	事業途中の契約解除も想定し得るため、事業開始早期に求めるものです。
270	要求水準書（案）	46	12	12-1		(1)		業務引継書の作成等	「事業者は、事業開始後６箇月以内に、本件施設の維持管理方法や留意事項等を記載した引継書（以下「業務引継書」という。）を作成」との記載がありますが、事業終了６箇月前という認識でよろしいでしょうか。	No.269回答をご参照ください。
271	要求水準書（案）	46	12	12-1		(1)		業務引継書の作成等	「事業開始後6箇月以内に、本件施設の維持管理方法や留意事項等を記載した引継書…を作成」とあります。作成後、局から内容の修正指示や追加記載の要求があった場合、事業者は随時それに応じる義務があるのでしょうか。	必要と認めたときは、業務引継書の内容等の追加、変更について、事業者に要請することができるものとします。
272	要求水準書（案）	46	12	12-1		(2)		業務引継ぎ書の作成等	（１）で「事業者において保管するものとする」と記載がありますが、（２）では、「局はいつでも本件施設において閲覧し…」と記載があります。 本件施設とは事業者の保管場所のことでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正し「本件施設において」の文言を削除します。
273	要求水準書（案）	46	12	12-1		(3)		業務引継書の作成等	「業務引継書が最新となるよう必要に応じて、業務引継書の内容を変更するものとし」とあります。内容の改訂・変更を行った場合の局への通知頻度について、「年1回の定期報告時」などでまとめて行う形でもよろしいのでしょうか。	内容を変更したときは、局に対して、速やかに変更した旨を通知してください。
274	要求水準書（案）	46	12	12-1				スライド条項	本事業は10年間に及ぶ非常に長期な事業との事ですが、人件費、資機材の費用調整（スライド条項）制度は適用されるという理解でよろしいでしょうか。	賃金又は物価が変動した場合等における委託費の改定について事業契約書（案）に示します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
275	要求水準書（案）	46	12	12-2		(3)		業務引継書の内容	「局は、必要と認めたときは、業務引継書の内容等の追加、変更について、事業者に要請することができる」とあります。契約満了間際に大規模な追加要請があった場合、それに伴う追加人件費等の費用精算の手続きについてご教示ください。	事業費に含みます。
276	要求水準書（案）	46	12	12-2		(2)		業務引継書の内容	引継書に含める「災害・事故時等の対応」に関するマニュアル等について、事業者が独自に作成したマニュアルや各種資料の「著作権」は、契約終了後に事業者においても事業者に留保されるという認識でよろしいでしょうか。また、その場合において、事業終了も当該著作権が適切に保護されるよう、局側で講じる予定の措置等がおありであれば、お考えをお聞かせください。	著作権は事業者に帰属しますが、局又は局が指定する者に業務を引き継ぐ際に参照する図書となることから、開示することを前提に作成することを求めます。事業終了後も、局は事前に、業務引継書の全部又は一部を公開することについて、事業者の意見を聞くものとします。
277	要求水準書（案）	46	12	12-3				文書の公開	事業期間中に公開するのでしょうか。 或いは、事業終了後、引継ぎ業務完了後のことでしょうか。 公開する場合の公開方法をご教示下さい。	局又は局の指定する者に業務引継を行う際に、局又は局の指定する者にPDF形式等の電子データ等により開示することを想定しています。
278	要求水準書（案）	46	12	12-3				文書の公開	「局は…業務引継書の全部又は一部を公開することができる」とあります。引継書内に事業者の独自ノウハウ（特許技術やノウハウを含む効率化手法等）が含まれる場合、事業者の判断により、非公開（黒塗り等）とすることは可能でしょうか。	引継書内に事業者の独自ノウハウ（特許技術やノウハウを含む効率化手法等）が含まれる場合、事業者の判断により、非公開とすることは可能ですが、局又は局が指定する者に業務を引き継ぐ際に参照する図書となることから、開示することを前提に作成することを求めます。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
279	要求水準書（案）	46	12	12-4	12-4-1			事業期間満了に伴う業務引継	「業務引継を行うものとし、その期間は、令和20年1月4日から令和20年3月31日の間を原則とする」とあります。この約3ヶ月間の引継期間に係る事業者側の対応要員人件費や実費は、本委託料に含むという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
280	要求水準書（案）	46	12	12-4	12-4-1			事業期間満了に伴う業務引継	令和20年1月～3月の引継期間中において、次期事業者への引継（教育訓練や現地案内等）を行っている際、次期事業者の操作ミスや習熟不足に起因して施設破損や事故が発生した場合の責任はどちらが負うかご教示ください。	責任は原因者が負うものとします。
281	要求水準書（案）	46	12	12-4	12-4-1			事業期間満了に伴う業務引継	令和20年1月4日から3月31日までの引継期間中においても、事業者は日常的な維持管理、住民対応、修繕等の通常業務を並行して適切に履行する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。 また、引継業務の実施に伴い業務量の増加が見込まれるため、事業者としては必要な人員配置や体制整備等の対策を講じる必要があると考えております。つきましては、引継期間中の業務遂行に関する局のお考えをご教示いただけますと幸いです。	前段、お見込みのとおりです。 後段、事業者に過度な業務量の増加とならないよう局も引継ぎに関与します。
282	要求水準書（案）	47	12	12-4	12-4-2			契約解除に伴う業務引継	契約解除が局側の都合（市の財政事情等）による場合、事業者が被った損害（引継実費や配置技術者の人件費補償等）は一律補償されるべきという認識でよろしいでしょうか。	局の事由により事業契約が解除された場合には、事業者は、当該解除に起因して事業者に生じた合理的な範囲の費用及び通常生ずべき損失の補償を求めることができる旨を、契約書（案）に規定する方向で検討しています。
283	要求水準書（案）	47	12	12-5	12-5-1			契約解除に伴う清算方法	事業者が設置した設備とは、どのような設備を想定しているのでしょうか。	想定はございません。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
284	要求水準書（案）	47	12	12-5	12-5-1			契約解除に伴う清算方法	「契約書の定めるところにより、事業者が設置した設備等の譲渡を局が要求した場合について、当該譲渡する設備等を無償譲渡とする」とあります。事業者が自己資金で投資したITシステムや独自資機材等、資産価値が残存するものは、無償譲渡の対象からは外れ、有償譲渡であると考えます。その点につき、局のお考えをお聞かせください。	原状復旧を原則とし、局が譲渡を求めた場合は、譲渡費用も含めて局と事業者の合意によることに改めます。
285	要求水準書（案）	48	【別紙―1】						第Ⅰ期が、令和14年度、Ⅱ期が、令和19年度までとなっているが、それぞれ「末」が抜けているのではないか。	年度の表記としております。
286	要求水準書（案）	48	【別紙―1】					構成企業	JVという表記ですが、事業組成に関わるので、「構成企業は・・・・」の文言を削除してください。削除しても「構成企業」の意味は通じます。	本事業では複数の企業で構成されるグループにより、JVの設立を求めるため原案のままとします。
287	要求水準書（案）	51	【別紙―3】						第4条で引用している「個人情報保護法 第5章（行政機関等の義務等）」は民間事業者には通常適用されない規定ですが、事業者に適用される規定との整合性の観点から、第4章やガイドライン等の参照に修正すべきではありませんか。	行政機関が負う義務と同等の義務を事業者に遵守いただく趣旨です。
288	要求水準書（案）	54	【別紙―4】			(2)	イ	公共下水道管路施設巡視・点検業務	「特に雨水吐マンホール・・・・」とあるがマンホール全てが巡視点検の対象でしょうか。	別紙４の「別表１　雨水吐マンホール巡回点検か所」に記載された箇所が巡視点検の対象となります。
289	要求水準書（案）	54	【別紙―4】			(3)		交通誘導員警備業務	交通誘導員は、数量の内訳（1現場当たりの配置人員、昼夜間など）を提示してください。 (※他の業種での交通誘導員も同様)	数量は過年度の実績から想定しており、事業期間中の実際の数量は現場状況や、所管警察署の指導に準じ配置してください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
290	要求水準書（案）	54 99	【別紙―4】 【別紙―15】					公共下水道管路施設巡視・点検業務	実施要領の公共下水道管路施設巡視・点検業務　にある各施設の巡視日数と【別紙-15】の公共下水道管路施設巡視・点検業務（1）管路施設巡視業務１５６日の関係をご教示下さい。	巡視日数は月13日×12か月＝156日を想定しています。月単位での実施内容及び実施数量のチェックリスト実績（参考）は公募時に開示資料として提示します。
291	要求水準書（案）	55	【別紙―4】			(1)	エ	報告書類	写真についての記載内容は、フィルム撮影時の記載内容に思われます。電子写真帳などのデータでの納品を承認抱けないでしょうか。	写真は電子データでの納品を許容する記載に修正します。
292	要求水準書（案）別紙	56	【別紙―4】			(1)		２ 公共下水道管路施設巡視・点検業務実施要領	（１）マンホール点検の個所数は、P.2表1-1に記載の78,008箇所との認識でよろしいか。 また、点検の頻度をご教示下さい。	マンホール点検箇所数はお見込みのとおりです。点検の頻度は別紙１３（旧別紙１５）の予定数量を踏まえて提案してください。
293	要求水準書（案）	56	【別紙―4】			(1) (2)		公共下水道管路施設巡視・点検業務実施要領	マンホール点検は、ヒトが入坑しての点検と管口カメラによる点検とに分けられると思いますが、その区別が明確になっていません。本業務で求めているマンホール点検の内訳を提示してください。	マンホール点検はカメラ等による点検を想定しています。
294	要求水準書（案）別紙	56	【別紙―4】			(4)		２ 公共下水道管路施設巡視・点検業務実施要領	移動中にどのような施設を巡視するのですか。	移動中に本件施設（道路上のマンホール、雨水、汚水桝等）の異常に気が付いた場合を想定しています。
295	要求水準書（案）別紙	56	【別紙―4】			(4)		２ 公共下水道管路施設巡視・点検業務実施要領	点検箇所周辺の施設とはどのような施設ですか。	点検箇所周辺の本件施設（道路上のマンホール、雨水、汚水桝等）を指します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
296	要求水準書（案）	56	【別紙―4】			(5)		公共下水道管路施設巡視・点検業務要領	「一月に１度の割合で巡視を行い」との記載がありますが、割合の定義についてご教示ください。 割合では曖昧な表現となり、事業者としては判断できない可能性もありますので、一月に1度(1回)とする等、明確な要求数値の記載を希望致します。	大雨や台風後など緊急の巡回も踏まえて一月に２度ある場合もあるため「一月に１度の割合で巡視を行い」との記載にしています（全体回数年12回を超える場合は緊急出動などで対応を考えています）。
297	要求水準書（案）	56	【別紙―4】			(3) ～ (9)		公共下水道管路施設巡視・点検業務実施要領	別表1～７に示されている施設の巡視点検業務のそれぞれに対して想定している人工の内訳を提示してください。	毎月13日間を３名で巡視点検を行うことを想定しています。 なお、令和８年２月実績としては、点検１日平均25か所程度（計322か所）、清掃１日平均5か所（計57か所）でした。
298	要求水準書（案）別紙-４	56	【別紙―4】			(3) ～ (9)		２ 公共下水道管路施設巡視・点検業務実施要領	(3)～(9)　別表1～７に示す施設の巡視について、現在も本実施要領と同様の個所数及び頻度で実施されているのかご教示ください。 同様に実施している場合、実績報告書等を提示して下さい。 また、記載の事業量に相応する予算は確保できていること思いますが、確保できていること確認できる予算内訳書等を提示していただきたい。	現在も同様の箇所数及び頻度で実施されています。実績報告書等は公募時の開示資料に含めます。 予算内訳書の提示につきましては、事務局にご相談ください。
299	要求水準書（案）	56	【別紙―4】			(12)		公共下水道管路施設巡視・点検業務要領	「大雨の前後においては、異常の発生が予測されるので、重点的に巡視すること」との記載がありますが、重点的な巡視とはどのような状況を想定されているかご教示下さい。	冠水しないよう対象施設のみならず周辺の関連施設の様子も確認する等を想定しています。雨の前にはつまり等ないことを確認、雨の後には溢水等異常がないことを確認します。 対象箇所は公募時に開示資料として提示します。
300	要求水準書（案）	56	【別紙―4】			(13)		公共下水道管路施設巡視・点検業務要領	「局から「緊急巡視指示」があった場合は」との記載がありますが、発令の条件についてご教示ください。	局からの緊急巡視指示は「第5章 住民対応等業務」において実施されるものであるため、当該項目は削除します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
301	要求水準書（案）	56	【別紙―4】					公共下水道管路施設巡視・点検業務 実施要領	下水道法及び施行令の改正に伴い、点検方法が変わる可能性が高いかと思いますが、それに応じて本実施要領の見直しを行う予定でしょうか。	公募後に加筆修正等の見直しを行う場合があります。
302	要求水準書（案）	57	【別紙―4】			(14)		公共下水道管路施設巡視・点検業務要領	「場所が宅地内の場合は、清掃に係わる費用はお客様負担であることを伝える」との記載がありますが、費用負担については、貴市へ相談する事を伝える対応とすることを希望いたします。	宅内汚水ますの清掃費用はお客様負担であることを伝えた場合のトラブルを懸念されているご質問かと思料いたしますが、原則として事業者から伝えて頂くものとし、トラブルがあった場合のみ局に相談して頂くこととしてください。
303	要求水準書（案）	57	【別紙―4】					巡視、点検内容	巡視・点検業務とありますが、どの施設も異状の有無を確認する行為であるため、点検相当の維持管理を行う認識でいいでしょうか？	お見込みのとおりです。
304	要求水準書（案）別表２	60	【別紙―4】	別表2				重点巡回点検箇所	№1,10,11,24,29,30,33「雨水ます数か所」の個所数を提示して下さい。	別紙4の別表2に以下のとおり追記します。 No.1：3箇所 No.10 ：3箇所 No.11：2箇所 No.24,29,30,33は開示資料に位置図として示します。
305	要求水準書（案）別表２	60～61	【別紙―4】	別表2				重点巡回点検箇所	表中の種別、詳細欄に個所数に記載のないものは点検箇所が１個所との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
306	要求水準書（案）別表２	60～61	【別紙―4】	別表2				重点巡回点検箇所	種別欄に「水路」と記載のある個所について、№50や№53のように範囲を提示して下さい。	所在の範囲の記載のない水路は当該所在の水路のみが該当します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
307	要求水準書（案）別表２	60～61	【別紙―4】	別表2				重点巡回点検箇所	種別欄に「水路・スクリーン」「水路・泥溜め」と記載のある個所は、水路内のスクリーン等の施設との認識でよろしいでしょうか	「水路」及び「水路内のスクリーン等の施設」を示しています。
308	要求水準書（案）別表２	61	【別紙―4】	別表2				重点巡回点検箇所	№65は国道管理者が維持管理している施設を巡回点検するのでしょうか。	国道管理者の施設へ接続する市の施設です。
309	要求水準書（案）別表２	61	【別紙―4】	別表2				重点巡回点検箇所	№71　水路内サポートとはどのようなものでしょうか。 個人占用物とは何ですか。 また、個人占用物を公共事業で点検するのでしょうか。	カルバート内部に単管パイプのサポートが設置されています。個人占用物自体の点検ではなく、ごみ等が引っかかっていないか点検していただき、必要に応じてごみ等を除去していただくことを想定しています。
310	要求水準書（案）別表２	61	【別紙―4】	別表2				重点巡回点検箇所	№75　BOXカルバート内サポートとはどのような業務でしょうか。	BOXカルバート内サポートにゴミ等が引っかかていないか等を目視で確認してください。
311	要求水準書（案）別表５	65	【別紙―4】	別表5				遊歩道・広場の巡回点検か所	№１　ふれあい下水道は、地元市民団体が蛍の育成活動をしていると聞いていますが、現在貴局では清掃業務を実施するにあたり当該団体とどのような調整等をしているのでしょうか。	主に清掃時期について調整しています。そのほか、ホタルの生育に配慮し、清掃時期は産卵や幼虫の生育時期を避けるよう調整する、清掃の際は幼虫の餌となるカワニナなどの淡水性巻貝やその生息場所を除去しない、水路内に設けられたカワニナの生育場所は清掃対象外とする、等の調整を行っています。
312	要求水準書（案）別紙-5	68	【別紙―5】					水位計維持管理業務	セルラーLPWAの通信料は、事業者負担になるのでしょうか。 その場合、通信料をご教示下さい。	事業者負担とします。通信料は、保守管理込みで年間200万円程度です。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
313	要求水準書（案）	68	【別紙―5】					水位計維持管理業務	現状で運用しているシステムがどのメーカーの製品なのか、提示いただきたい。また、納入メーカーにヒアリングすることは可能でしょうか。	(株)日立システムズ製です。納入メーカーへのヒアリングは事業者が任意で行っても差し支えありません。
314	要求水準書（案）別紙-5	68	【別紙―5】					運用保守	導入機器（初年度）とは何のことですか。初年度に事業者が購入する機器があるのでしょうか。	「（初年度）」を削除します。事業者が購入する機器はありません。
315	要求水準書（案）別紙-6	70	【別紙―6】					管路施設調査業務	(2)調査業務、(3)清掃業務は、現在も本業務と同様の内容で実施されているのかご教示ください。 同様に実施している場合、月間業務報告書、記録写真帳等の成果品を提示して下さい。 また、記載の事業量に相応する予算は確保できていること思いますが、確保できていること確認できる予算内訳書等を提示していただきたい。	管路施設調査業務について実施しています。詳細調査業務の発注実績を参考にしてください（「横須賀市電子入札の広場」を確認）。 予算内訳書については来庁いただければ提示します。
316	要求水準書（案）	70 99	【別紙―6】 【別紙―15】			(2)	ア	マンホール目視調査	本調査と管路施設巡回業務は兼ねられるのでしょうか。	複数の業務を同時に行っても差し支えありません。
317	要求水準書（案）	71	【別紙―6】			(2)	ア	管路施設調査業務	本管潜行目視調査に対し「「管内 No Entry」を長期的な目標に置いて、無人化・省力化、DX に向けたドローンやAI 診断技術などの技術の高度化・実用化を進めるべき」との記載がありますが、本業務で2,000㎜以上の管きょを調査する際の費用は新技術等の単価を前提として見込まれているかご教示ください。	新技術等の単価を前提としていません。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
318	要求水準書（案）	71	【別紙―6】			(2)	イ	本管カメラ調査(シ)	水没している管路調査のための仮排水は、水量が多い場合、特殊な排水を必要とします。それらを別途変更で計上していただけるのでしょうか。	原則として追加費用の支払いは予定していないため、その他の費用の流用で対応をお願いします。例外として緊急性のあるものは協議により増額対応します。
319	要求水準書（案）	71 99	【別紙―6】 【別紙―15】			(2)	イ	管口カメラ点検	年間5,300か所の調査を行うには、1週当たり110か所以上の調査を行う試算でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
320	要求水準書（案）	71 99	【別紙―6】 【別紙―15】					管路施設調査業務	【別紙-6】の業務内容にはマンホール目視調査、本管TVカメラ調査、本管潜行目視調査、取付管TVカメラ調査、調整池踏査があるが【別紙-15】業務の参考数量表には「管口カメラ点検」と「TVカメラ調査」の2項目しかないが、全ての項目の調査数量をご教示下さい。	別紙６の業務内容のうちマンホール目視調査、取付管TVカメラ調査、調整池調査は削除し、管口カメラ調査、腐食環境下調査を追加します。別紙１３（旧別紙１５）には腐食環境下調査の予定数量を追加します。
321	要求水準書（案）	72	【別紙―6】			(2)	ウ	本管カメラ調査(ア)	「～潜行目視によらない方法を最優先して導入し、」とありますが、それらの予算を計上しているのでしょうか。また未計上（通常の潜行目視のみ計上)の場合、ドローン等を使用する場合の変更を認めていただけるのでしょうか。	通常の潜行目視による方法を想定した事業費を計上しています。ドローン等を使用する場合の追加支払いは予定していません。
322	要求水準書（案）	73	【別紙―6】			(3)	ア	清掃業務(イ)	「前号の洗浄では、調査が実施できない箇所」の清掃となっていますが、【別紙―7】の清掃業務とは別項目でしょうか。その費用はどのように計上しているのでしょうか。	「（ア）調査に伴う管渠内の洗浄」以外の清掃は別紙７の清掃業務で実施することとし、（３）アの（イ）及び（ウ）は削除します。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
323	要求水準書（案）	74	【別紙―6】			(3)	ク	清掃業務	ここでの清掃業務の報告は、管路内調査で発生した清掃業務が対象と考えてよろしいでしょうか【別紙―7】の清掃業務と別でしょうか	お見込みのとおりです。
324	要求水準書（案）	76	【別紙―7】			(7) ～ (10)		委託項目	汚砂運搬業務は、市内、市外それぞれ運搬距離をどの程度を想定しているか提示してください。	雨水系の汚砂は田中石材土木株式会社（所在地：横須賀市）、汚水系の汚砂は株式会社セイワ（所在地：厚木市）に処分を委託しており、運搬距離は横須賀市役所から各企業の処分地までの距離で算出しています。
325	要求水準書（案）	76 99	【別紙―7】 【別紙―15】					委託項目	【別紙－15】管渠施設等清掃業務(1)管渠清掃業務24,600ｍの管径別、汚水・雨水別内訳をお教え願いたい。	【別紙－13】（旧【別紙－15】）に管径φ250㎜及びφ800㎜、土砂深率15%、汚水管の場合の予定数量を示します。清掃する管渠の管径、土砂深率が変わる場合は、【別紙－７】で管径・堆積率別換算表に基づいて実施延長を変更することを規定します。
326	要求水準書（案）別紙-7	76	【別紙―7】			(11) (12)		管路施設等清掃業務	汚水ます清掃箇所数は、P.2表1-1　135,043個所ですか。	P.2表1-1の公共ます数量（135,043箇所）は雨水ますも含みます。公募時資料では汚水ます、雨水ますそれぞれの全体数量を示します。事業者は全体数量を踏まえて、事業実施計画を作成してください。
327	要求水準書（案）別紙-7	76	【別紙―7】			(11) (12)		管路施設等清掃業務	汚水ます清掃の昼間業務と夜間業務の区分けは貴局の指示によるとの認識でよろしいでしょうか。	業務を昼間、夜間を区分しないこととします。
328	要求水準書（案）別紙-7	76	【別紙―7】			(2)		履行条件	土日、祝祭日、昼夜を問わず１時間以内に対応ができることとは、１時間以内に着手する事か又は完了する事のいずれでしょうか。	１時間以内に着手することを求めます。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
329	要求水準書（案）	77	【別紙―7】			(4)	ア	出来形書類等(イ)換算方法	別表A,Bを提示してください。	追加いたします。
330	要求水準書（案）別紙-7	77	【別紙―7】			(4)	ア	換算方法	別表A、Bをを提示して下さい。	No.329回答をご参照ください。
331	要求水準書（案）	78	【別紙―7】			(4)	ウ	伏越しマンホール	伏越しマンホール内の堆積汚砂は、汚泥吸引車で吸引するため汚砂のみの量を計測することが困難です。汚砂体積深率も計測困難が予想されます。現状の業務でどのように算定しているか、ご教示ください。	マニフェストの排出量実績から算出しています。
332	要求水準書（案）	78	【別紙―7】			(4)	エ	雨水調整池の清掃	各雨水調整池の平面図は提供いただけるのでしょうか？不足している場合、平面図を作成するのであれば、その費用は別途計上してただけるのでしょうか。	当該施設の図面データは公募時に開示資料として提示可能です。データ容量が多いため、提供する場合にはハードディスク等の大容量記録メディアが必要になります。
333	要求水準書（案）	80	【別紙―7】					別紙-7　管渠清掃業務実施要項	「1 清掃業務は横須賀市下水道土木工事共通仕様書に従い実施すること。」とありますが、この仕様書は横須賀市のHP等に掲載されているでしょうか。されていなければ掲載して戴くことは可能でしょうか。	「下水道土木工事共通仕様書及び下水道土木工事施工管理基準」として準横須賀市ホームページに掲載しています。
334	要求水準書（案）別紙-7	80	【別紙―7】					管渠清掃業務実施要領	明らかに公共下水道に関係する案件とは、何のことですか。	「３　土日、祝祭日、夜間など閉庁時に緊急な出動の依頼があった場合は、明らかに公共下水道に関係する案件を除き、初期調査を行ってから清掃作業を行うこと。」を削除します。
335	要求水準書（案）別紙-7	80	【別紙―7】					管渠清掃業務実施要領	明らかに公共下水道に関係する案件は、初期調査を行わず清掃作業を行うのでしょうか。 あるいは、清掃作業そのものを行わないのでしょうか。	No.334回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
336	要求水準書（案）	81	【別紙―7】			(2)		管渠清掃業務	昼間施工・夜間施工の定義ですが、これは記載の「各清掃業務」以外の業務についても同様であると解釈していますが、それでよろしいでしょうか。	清掃業務に限らず、原則として本事業において昼間・夜間の業務区分は設けないこととします（No.327回答参照）。
337	要求水準書（案）別紙-7	81	【別紙―7】			(2)		管渠清掃業務実施要領	各清掃業務にける夜間施工は、17時から8時30分の時間帯に、事業者の判断で作業時間を設定して作業できるとの認識でよろしいですか。	No.327回答をご参照ください。
338	要求水準書（案）	82	【別紙―8】			(2)		平面図	雨水桝の清掃を行った箇所は、GIS上で報告するのでしょうか。その場合、基礎データを提供いただけるのでしょうか。	平面図をご提出ください。GISで管理する場合は、シェープデータは市から提供します。
339	要求水準書（案）別紙-7	82	【別紙―8】			(1)		集計表	「排水区ごとに各予定数量を集計し…」と記載がありますが、貴局が管理する雨水ます（12,400個所）は、現在排水区ごとに集計されているのでしょうか。 その場合、排水区ごとの数量をご教示下さい。	排水区別雨水ます数量表は公募時に開示資料として提示します。
340	要求水準書（案）	86	【別紙―9】					伐開清掃・樹木選定業務	業務の頻度が提示されていない。また、局が管理する水路敷きなど、伐開剪定を行う箇所を提示してください。	頻度指定はございません。 対象箇所はNo.117回答をご参照ください。
341	要求水準書（案）別紙-9	88	【別紙―9】			(4)			繁茂率の数値は、現場状況に応じて事業者が定めるとの認識でよろしいですか。	現場状況に応じて局と事業者の協議により定めます。
342	要求水準書（案）	94	【別紙―12】					汚砂分析業務	汚砂の分析について、対象となる汚砂、頻度について提示してください。	下町浄化センター流入直前において、年１回の頻度を想定しています。別紙１０（旧別紙１２）に採水位置の位置図を添付することといたします。
343	要求水準書（案）別紙-12	95	【別紙―12】					履行条件	計量証明事業の登録は協力会社が実施することでもよろしいですか。	神奈川県知事の計量証明の事業の登録を受けている協力会社に委託することは可能です。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
344	要求水準書（案）別紙-12	95	【別紙―12】					履行条件	計量証明事業の区分は、次のいずれが必要でしょうか。 ・一般計量証明 ・環境計量証明	環境計量証明の登録を受けていることが必要です。その旨追記します。
345	要求水準書（案）	96	【別紙―13】			(2)		計画修繕業務	マンホール修繕について「マンホールの設置・取り替え」とありますが、設置取り替えは、修繕ではなく改築に該当するのではないでしょうか。もし取り換えを行うのであれば仮設や山留などは計上しているのでしょうか。	改築に該当しない修繕の範囲を想定しています。「マンホールの設置・取替」を「マンホールの修繕」に訂正します。
346	要求水準書（案）	99	【別紙―15】					業務の参考数量表	国交省より公表されている「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」により、重要路線は3～10年に1回の頻度で、詳細調査を行うこととなっていますが、当該事業量は本内容を反映した事業量かご教示ください。	「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」を踏まえた見直しは行っておりません。変更が必要となり、事業量が著しく異なる場合は局と事業者の協議により合意した実施数量に変更することを想定しています。
347	要求水準書（案）	99	【別紙―15】					業務の参考数量表	要求水準書に記載の内容と、別紙―15では数量が一致しないことが多い(重点巡視、マンホール点検、取り付け管TVカメラ調査など抜けている)。積算可能な数量を提示してほしい。	各業務項目と予定数量表の整合性を図ることとします。
348	要求水準書（案）	99	【別紙―15】					業務の参考数量表	これまでに局が行っている（発注してる）業務量との比較を行いたいので、実績値も合わせて別表―15に記載していただけないでしょうか。	開示資料に含めます。
349	要求水準書（案）別紙-15	99	【別紙―15】					公共下水道管路施設巡視・点検業務	(1)管路施設巡回業務 156日の内訳を提示して下さい。 1日当り何箇所巡回する想定でしょうか。	No.290回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
350	要求水準書（案）別紙-15	99	【別紙―15】					管路施設等清掃業務	(6)汚水ます清掃業務 予定数量が30回とありますが、1回当り何箇所清掃する想定でしょうか。	実績では１～３箇所程度です。
351	要求水準書（案）別紙-15	99	【別紙―15】					下水道用地管理業務	(1)伐開清掃業務　91,000㎡ 業務場所の詳細（全体の個所数、伐開清掃面積/各箇所、所在地等）を提示して下さい。	No.117回答をご参照ください。
352	要求水準書（案）別紙-15	99	【別紙―15】					業務の参考数量表	本表の内、住民対応等業務（3）～（6）以外の業務について、現状で外部委託により実施している業務をお教え願いたい。	以下が該当します。 公共下水道管路施設巡視・点検業務、水位計維持管理業務、管路施設調査業務、管路施設等清掃業務、下水道用地管理業務、汚砂分析業務、計画修繕業務、小修繕及び突発修繕、災害対応業務 （混合廃棄物処分業務、汚砂処分業務も外部委託により実施していましたが、本事業に含まない方針となりました。）
353	要求水準書（案）別紙-15	99	【別紙―15】					予定数量 想定数量	実施した数量により契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	原則として契約の変更は行いません。参考数量から大幅に増減があった場合は局との協議により契約変更の可否について決定する方向で検討しています。
354	要求水準書（案）	103	【別紙―16】			(3)		施設情報の収集・整理	記載されている収集すべき資料が指定されています。計画策定において、指定された以外の資料が計画策定後に判明し、それが必要で計画に不備があったとしても瑕疵責任を問われないとの理解でよろしいでしょうか。	収集すべき資料は、参考となります。別途必要な資料は適宜事業者で収集のうえ、不備のない計画策定をお願いいたします。

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答案
355	要求水準書（案）	107	【別紙―16】					ストックマネジメント計画策定業務	現在の横須賀市上下水道局様にて実施されているストックマネジメント業務の内容について公表されることを希望致します。	開示資料に含めます。
356	要求水準書（案）	107	【別紙―16】					ストックマネジメント計画策定業務	本事業で実施するストックマネジメント業務の範囲について、市による積算ではなく、見積を活用した積算を行う事を希望致します。	ご意見を参考とさせていただきます。
357	要求水準書（案）	107	【別紙―16】					ストックマネジメント計画策定業務	管路調査をした結果に基づく診断業務が作業項目にありませんが、本業務の対象外という認識でよろしいでしょうか？	診断業務は修繕・改築計画の策定に含みます。（別紙１４（旧別紙１６）図２のフローシート先頭を参照） 別紙１４（旧別紙１６）「４ 修繕・改築計画の策定」（２）（３）に診断業務について追記します。
358									要求水準書（案）の内容について、詳しい説明会の開催を希望します。	説明会の開催予定はありません。